

談雜獄癡

第五卷第十號

録 目

論説
刑法處分と獄則處分とを併料するを得るや否
北地方典獄協議會紀要
巡回見聞記
英國監獄大會議に就て
米國コンゴルド監獄
雜録
囚人及び懲洋人の書信檢閲權に就て
德川氏刑制論(本前)
刑法第百五十條の規程に付
監獄利用
翻譯
犯罪及犯罪起因論
特別寄書
博士イー・シー・ワインス傳
在米國
批評
模範監獄に就て
獄事叢書に就て
北海通集治監第三回統計書に就て
通信
數十件
海外通信
留岡氏の書簡
問答
看守巡查互に轉任することを得へき乎
寄書
浪津屋に代り下田重亮君に賀す
監獄局及典獄の制を復活せられんと望む
監獄の改良を諷する勿れ
勾引狀を以て引致したる被告人は拘置監に入るゝ
こさ能はざる乎
換刑執行命令に就て
監獄の器物を破壊したる囚徒が領置貨物を有する
ときは之れより賠償せしめ得る乎
在大阪
南筑
速偶生
洋々生
震堂主人
佐田次郎
原進生
草進生
夢幻生
薇峯漁夫
望洋漁夫
快哉子報人
一有學人
絶有學人
一頁

警 察 監 獄 學 會 發 兌

○會告

本會出版監獄學再版ニ就テハ豫約期限内即來ル九月二十日迄ニ於テ御申込ノ向ニ限リ該豫約價ハ初版再版ヲ通算シ御需用ニ應スヘク假令ハ一署内初版ニ於テ五拾部再版ニ於テ五拾一部御採用被下候時ハ都合一百一部以上ノ豫約價金壹圓四拾錢ノ割ヲ以テ御支拂被下度最モ初版代金完了ノ向並ニ書林委托ノ個所ハ別ニ拂戻シハ爲サ、ルヘシ此段特ニ廣告ス

今回再版セシ監獄學ハ部數ニ依リ豫約價遞減法モ有之候處本會雜誌代金取纏等ニ就キ平素御盡力相願候諸君ニハ特ニ豫約價ノ半額(運送費共)ヲ以テ御需用ニ應スヘク候間無御遠慮御申越被下度此段廣告ス

出版主任 磯村 兌 貞

●監獄學再版廣告

伯爵井上内務大臣閣下題字
司 法 次 官 清浦奎 吾君序文
神奈川縣知事 中野健 明君序文
靜岡縣知事 小松原英太郎君序文
神奈川縣典獄 小河滋次郎君編著

内務省警保局長 小野田元 濶君序文
帝國大學法科大學長 穗積陳 重君序文
教授 法 學 博士 長 都 筑 馨 六君序文
内務省土 文 學 士 久 米 金 彌君序文
參事 官 文 學 士

監獄學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

本書は本邦現行の監獄制度を基礎となし有名なクローチ氏編著の獄務教科全書の體制に則り傍ら最近の刊行に係るホルツェンドルフ、ヤーゲマン、ペール、ウルフ、エツクルト、スタルク其他刑獄に關係ある内外諸大家の著書を參照し科學的順序を追ふて苟くも治獄に關する事項は細大洩すなく盡く網羅編纂したる所の一大著述にして殊に其の理論と實際とを融合し往々歐米諸大家の崇めて以て金科玉條と確信する所の定説を痛擧する所あるか如き大に著者、研究の素あることを知らしむるものあり都筑文士士の序文に曰く「精を取る」と多くて力を用ふること勤めたりと謂ふへ一寔に以て斯道の指南車となすに足る」と時正さに監獄改良の機に際す看守教科用書として最も適當なるべきは論を俟たず苟くも職に此の事に執掌せらるる所の者常に一本を其の座右に備へられ且つ經國の有志も亦普く之を購讀するに至らんことを切望す若し夫れ購讀に關する手續等に就ては次に掲ぐる諸般購讀者に便利なる方法を參觀せられんことを要す

本書ハ司獄官、裁判官、警察官、議員及獄務改良に熱心なる當局者並に民間有志諸君の好評を博し就中各府縣の多數は獄務有益の著述と認められ看守教科書に採用せられたるを以て初版數千部は忽ち豫約済となり尙續々申込あるを以て直に再版に付せり有志諸君希くは一本を備へ愛重せられんことを

●監獄學再版豫約法

●定價金壹圓九拾錢

●豫約割引法

豫約實價五部以下

六部以上二拾部以下 金壹圓六拾錢

二拾一部以上五拾部以下 金壹圓五拾五錢

五拾一部以上一百部以下 金壹圓五拾錢

一百一部以上二百部以下 金壹圓四拾五錢

二百部以上 金壹圓四拾錢

●運送費 一部 金壹圓三拾五錢

●小包郵便に付する時は其實費

●紙體數 一千〇七十二頁

●製本及體裁 見本の通

●總色クロース金字入美本

●本年九月二十日限とす

●右期限後の申込は定價に復するは勿論印刷部數に限

●りあるを以て需用に應せざるをあるへし

●豫約申込は官衙名若くは上等司獄官及本會集金主任

●官の内二名以上を以て下の書式に依り申込ありたし

監獄學目次

第一篇 總論

第一章 監獄ノ沿革

第一節 古代○第二節中古○第三節監獄改良ノ開始○第四節近世及各國ニ於ケル獄制改良ノ現況

第二章 犯罪及刑罰

第一節 犯罪者○第二節犯罪○第三節刑罰○第四節刑罰ノ種類○第五節自由刑ノ種類○第六節附

第三章 行刑法

第一節 雜居制○第二節分房制○第三節階級制○第四節假出獄

第四章 犯罪ノ豫防

第一節 出獄人保護事業○第二節救済及教育事業○第三節警察

第五章 監獄構造法

第一節 總論○第二節監獄構造ニ關スル一般ノ原則○第三節分房制大監獄ノ構造○第四節監房ノ

第六章 監獄管理法

第一節 監獄ノ定義及其種類○第二節中央監獄及地方監獄附屬監獄費國庫支辨ノ理由○第三節監獄

第七章 監督權ノ所在

第一節 最上監督權ノ所在○第二節直接監督權ノ所在

第二篇 各論

第一章 收監

第一節 收監ノ手續(甲)收監ノ要件(乙)收監拒絶ノ理由○第二節收監者取扱手續

豫約申込證

小河滋次郎氏著述

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

●豫約申込證

●監獄學

第三章	戒護官吏勤務法
第四章	遇囚法
第五章	懲罰
第六章	賞譽
第七章	書信及接見
第八章	監房訪問
第九章	釋放
第十章	作業
第十一章	給與
第十二章	衛生
第十三章	會計
第十四章	教誨
第十五章	教育
第十六章	書籍
第十七章	監獄統計
第十八章	補遺
第一節	女監取締ノ職務○第二節押丁 職務○第三節授業手ノ職務○第四節用達契約事項
監獄學目次終	

監獄雜誌第五卷第十號

論 說

● 刑法處分と獄則處分とを併科するを得るや否

無 有 學 人

在監囚人の刑法違犯者に對し獄則處分を併科することを得るや否やの問題に就ては曩きに九州聯合地方典獄協議會の審議に上り今回また東北地方典獄協議會に於ても同一の問題に就き反覆討議を盡されたるの未大体、遂に左の決議を見るに至りたりと聞く。

在監中の犯罪(刑法上の)は多くは獄則違犯を兼ねるを通例とす此の場合に於ては一面、先づ檢事に告發の手續をなし一面、直ちに犯罪囚を離隔(成るべく獨居室等に)せしめ斯くて裁判審理の結果を俟ち若し有罪に決し處刑の言渡ありたる場合に於ては當然、獄則處分を不論に付し之れに反し若し無罪若くは免訴の言渡ありたる場合に於ては必要に據り相當の獄則處分を以て之を措置すべきものとす。

余は法理上、此の議決の最も其當を得たるものなるを確信す獨り法理上のみならず現行監獄則規定の精神より之を見るも刑法處分の言渡ありし犯行者に對し獄則處分を併科し能はざるものなることは炳然明白にして殆んど些どの疑問を置くの餘地なかるべきを確信す、明治十八年八月静岡縣同在監人刃物を包藏し脱

監逃走せん爲め獄舎を毀壞したるものあるときは一面、犯罪を告發し一面、獄則處分を爲し可然哉に對し告發の後、刑を受けたる者は獄則を以て處分するの限りに非ずと裁定せられたるを以て之を觀るも我か監獄則の精神は瞭然、火を觀るよりも尙ほ明らかなりと謂ふへし

刑法處分と稱し或は獄則處分と謂ふ大小の區別ころあれ均しく是れ法律上、示命する臣民の行動を侵壓する所の制裁にして其の共に國家刑罰權の權能に基由する者なるに至つては則ち一なり、苦し夫れ嚴密に之を言へは刑罰權の強大なる者は則ち刑法處分として發現し微小なる者則ち獄則處分として顯示すと論定せざるを得ず是の故に刑法處分は獨り監獄内の紀律秩序を保護するの必要あるのみならず併せて亦た社會一般の法紀を防衛する必要がある場合に於て發現すべく獄則處分は獨り監獄内部の紀律を保護する必要がある場合に於て顯示すべき者なりとす然らば則ち刑法處分あるの場合に於ては監獄秩序は同時にまた確保し得らるべき道理にして併せて更に獄則處分を以て制裁するの必要あらざるべきは法理上、當さに然るべきとなりと謂はざるを得ず、唯一なる刑罰權を以て二重に之を行用するの不可なると何ぞ必ずしも刑法其れ自身のみに限らんや獄則處分も亦た法律示命する所の刑 (Strafe) にして嚴に法語を以て之を言へは獄則處分と稱せんより寧ろ監獄刑 (Gefängnisstrafe) と稱するを適當とす監獄刑は猶彼の警察令、規定する所の警察刑 (Polizeistrafe) の如し、刑法、禁制する所の行動若くは不應爲は多くは併せてまた警察令目的とする所の地方の安寧秩序を侵害するものにあらざるはなし、地方の安寧秩序を防衛するか爲に或る犯罪者に對して刑法處分の外、尙ほ警察刑を以て制裁せざるへからすと謂ふものあらは誰か其無法の言に驚かざるものあらんや、獄則處分を以て刑法處分に併科するも妨げなしと謂ふ、其の無法なるに至つては殆んど此の類と撰ぶ所あらざるなり、獄則處分の目的は何くにある監獄の紀律を保護せんと欲するか爲めにあるや論を俟たず監獄紀律は刑法處分に據つて保護せざるへからざるなり否な保護せられざるべからざるの理なり、其の保護せられたる場合に於て尙ほ獄則處分を以て之を論ず報復の主義に出づるに非ざる以上は到底懲罰權の濫用たるを免かれざるへしと信す滔々たる天下の犯罪人、一個被害者の側より之を見れば肉を啖へ骨を裂くも尙ほ以て憤懣を充たす能はざる者皆な是れならざるはなし然かも法律は其の示命する所に據つて適當の刑罰を科するの外、復た他を顧みる所あらざるなり、個人は其の以て己れの懲憤を晴らすに足らざるを絶叫して之を訴ふ、法律は冷然、之れに答へて曰く刑は汝、一個の被害を制裁せしのみならず併せて亦社會全般の被害を制裁して足れりとす、汝若し尙ほ是を以て足れりとせすの其報復の情を逞ふせんと欲するか汝も亦た違法の罪人として適當に制裁を加ふるの外あらざるなりと若し一層、酷に之を言へは獄則處分を以て刑法處分を受けたるものに併科せんと欲するは殆んど此の痴人の爲に異る所なしと謂ふを得へしクロウチ氏曰く刑法處分は獄則處分を併吞するものなること論を俟たず是れ蓋し *ne bis in idem* の原則に基くものなりと (同氏著監獄學教科書三百六十二頁) 小河滋次郎氏所著の監獄學 (四百九十四頁) 亦た此の問題を解明して曰く竊盜、闘傷、暴行、侮辱、毀損其他刑法上の犯罪ありたる場合に於ては一面、之を檢事に告發し一面、犯罪者を別監に禁錮すへし懲罰は裁判宣告あるまで之を猶豫し有罪の判決ありたるときは之を科せず無罪若くは告發を受理せざるときは場合に依り或は懲罰を以て之を處斷するとあるものとす云々と或は曰

く理論は兎も角、實際刑法處分のみにては實際、以て監獄の規律を保護するに足らざる場合少からず之を保護するか爲めには勢ひ獄則處分を併科せざるべからずと余も亦た之を事實の上に認めざるにあらず然れども是は立法論の上に言ふべくして現行懲罰權の適用上に論議すべきことにあらず刑法制裁の不十分なるを感ずるの點より之を言へば何んぞ必ずしも在監囚に對する制裁力の不十分なるのみならんや、或は又曰く獄舎獄具等の毀壞損傷を如何んせんと毀壞損傷は宜しく民事上の私訴を起して以て其の賠償を要求すべし。監獄懲罰を以て之れに加入損害は則ち終に損害たるを免かれず寧ろ私訴に由て適法に終局の措置を施すの利なるに如かざるなり終りに臨み尙ほ左に現行監獄則の規定より之を見るも明らかに刑法處分と獄則處分とを併科するを許さざる所以のものあるを一言せん

監獄則第四十五條は無期徒刑の囚人重罪を犯し若くは逃走し又は獄舎獄具を毀壞し又は暴行脅迫をなしたるときは一年以上五年以下、其他の輕罪を犯したるときは一日以上一年以上兩脚又は一脚に鈎を施し鐵丸を屬したる鐵索を以て腰間に纏帶せしむることを規定す所謂施錠處分と稱するもの則ち是れにして施錠處分は疑ひもなく監獄懲罰の一種に屬するものなりとす監獄則即ち法律的違由の効力ある規程を以て特に此の明文を掲げし所以のものは何ぞや蓋し刑法處分と獄則處分とを併科する能はざるものなること勿論なりと雖も無期囚に對しては取締上、格段に獄則處分を施すの必要を認め特に之れが變例の措置を限定せんと欲したるが爲めに出でたること明らかにして其の裏面には他の場合に於ては正しく刑法處分と獄則處分の併科を否定したるものなること知るべきなり若し夫れ或る一派の論者の如く立法者にして併科の妨げなき

を認容したりとせんか何を苦んでか特に此の明文を掲ぐることをせんや法文編纂の体裁上より之を見るも寧ろ他の懲罰例と同一の位置に之を列記し其の施行の人、場合及び方法の如きは之を施行細則の規定に譲るの適當なるに如かざるなり少くも若し併科を認容するの精神なりしならんには施行細則、懲罰の章下に於て明文を以て併科を許すの規定を掲げざる可らざるなり然るに立法は當だに之を默するのみならず監獄則第四十五條を以て明らかに反對の精神を表白せり論じて此に至れば殆んどまた併科論の根據として見るべきもの一も之れあらざるものゝ如し世間、或は此の分明なる理義に迷ひ往々同異を其の間に試みるものありと聞き聊か鼻見を記述して以て世の識者に質す

●東北地方典獄協議會記要

快哉子報

最も後れて進歩するものは最も早く退歩するを免かれず斯道の前途、最も關心に堪へざるものあるの時機に會し東北地方典獄協議會は奥羽咽喉の雄都たる昔し床しき宮城野の仙臺市に開かれたり、長屋集治及び山崎地方兩典獄が直接幹旋の功勞は言ふを俟たず本會の開催に就ては殊に最も勝間田宮城縣知事閣下の惠徳を感謝せざるべからざるものあるを信ず、紛々たる幾多の俗論を排し此の有事の日に當つて斷然此の會合を開くに至らしめたる所以のもの偏へに知事閣下の斯道に同情を有し其の改良進歩を促さんと欲せらるゝ熱心の深く且つ切なるに由らずんばあらざるなり之を聽く泰西に於ける監獄改良の事業は彼

の十八世紀革命的兵亂の挫折する所となり幾多の腦力と勞力とを費やして僅かに得たる改良事業の端緒は雲消霧散して終に其の痕迹だも止めざるに了たり後の監獄史を讀む者をして痛嘆、措く能はざるの想ひあらしむと今や我が國また僅かに監獄改良事業の端緒を開きつゝあるの時に際し軍國の事、亦た將さに日に益々多端ならんとし滔々たる俗流、動もすれば則ち漫に重きを攻伐の一事に置き他は盡く之を放擲し殊に監獄改良事業の如きは深く之れを厝底に沒了して顧みる所なからんとす、若し夫れ袖手、勢の趨く所に從て放任せんか我が國亦た遂に泰西の轍を蹈むを免れじ是れ豈に獨り光輝ある我が監獄改良の歴史を汚濁するのみに止まらんや之れに反し我が國軍國多事兵馬倥傯の時なりしにも拘はらず最も後れて進歩したる監獄改良の事業は益々長足の進歩を以て完良し尠くも些の影響を受ける所なくして改良の道途を進行しつゝありしと謂ふを得せしめば後世、我國をして斯くてこそ優に恢宏なる文明大國なれとの光榮をば千載の下、宇内に赫灼たらしむるを得べきなり職に獄事に従ふ者誰れか我が國をいて彼れ泰西の覆轍を踏まざらしめんとを誓はざる者あらん否な誰れか此の時機に遭遇して一層、益々改良の歩武を進め之れに由つて大に我が大國の實相を顯揚せんことを冀圖せざるものあらんや聖勅に曰く

惟ふに國に常制あり民に常業あり非常徵發の場合を除くの外臣民各々其の常業を勤むることを怠らず内には益々生殖を進め以て富強の源を培ふは 朕の望む所なり

と獄務の完整を計り益々其の改良の道途を拓くことと是れ豈に吾人斯業に従ふもの任務ならずや、攻城

野戰將を斬り旗を塞るのことは彼の忠勇なる軍人諸士の其の職に勤むるあり吾人の分、須らく犯罪軍なる平和の兇賊に敵抗し斃れて止矣の精神を奮て専心、之れが剿伐の事に従ふにあり彼れに勤むるも忠、此れに盡くすも亦た忠なり、忠勇何んを必ずしも彼れ軍人諸士の専有する所のみならんや蓋し勝間田知事閣下の此の協議會を開くに獎勵を與へ各地方典獄諸氏亦た奮つて來會競ふ所以のもの豈に優渥なる聖旨に酬ひ奉らんと欲するが爲めなるに非ずや、條約は改正せられ犯罪増加の事況亦た眼前に迫る監獄行務の完整を計ることさらぬたに刻下、擺くへからざるの急に屬す況んや益々大に改良事業の歩武を進めんと欲するに於てをや軍國多事と雖も一日もまた此の改良事業を廢弛すへからざるや論を俟たず協議開設の事、少くも外俗論の横漫を防ぎ内、同人の警醒を資する所の大なるものあるを信す聊か所感を記して協議會の紀要の序辭に代ふ

東北地方典獄協議會は豫期の如く十月五日を以て宮城縣々會議事堂に開會せり是れより先き各地參集の典獄及び隨行官諸氏は大概概開會の前日まで以來仙し三々五々車を聯ねて或は集治監に馳せ或は地方監獄に到り訪問の禮を兼ねて夫々參觀若くは事務の打合せ等をなすもの引きも切らず迎接、忙はしき中にも集治、地方兩典獄を始めとして各署員諸氏の懇切は到らさるなく塲屋の案内、書類の説明、諄々倦むなく而かも整へとして毫も紊るゝ所なきには參觀諸員、何れも皆な深く満足且つ敬服せざるはなかりしものゝ如し地方監獄は停車場を距る北へ凡そ十町計集治監は西へ凡そ一里に餘る集治監と地方典獄の距離亦た凡そ三

十町、集治監に至ては往復稍々困難なるを覺ふ、從て集治監に參觀するものは地方監獄に比し其の度數の上に於て稍々少かるへしと推せられぬ

紀要に入るに先つて此に特筆を要すへき所のものあり何るや曰く協議會附屬の獄事參考室。又は展覽場とも云ふべきもの則ち是れなり場は地方監獄事務所樓上の應接所を以て之れに充て各課現用の諸帳簿を始めとして其他諸般緊要の製表類は言ふを俟たず模型、器具、食料、製作物品等に至るまで夫々分課別けとなして順序能く排列し尙は參考品としては舊幕時代に於ける仙臺藩獄制の舊記、寫本三十三冊、獄具、舊刑執行の繪圖、舊牢模型等斯道に裨益を與ふること少からざる價直多き材料をは蒐集し何れも一々詳密なる説明書を添へて俾裁能く之を展列せり、山崎典獄は曰く是れ敢て展覽場たらしむるの目的を以て設けたるものに非ず我が地方監獄に於ける現在治獄の實況をは一々參觀諸氏の質問に應じて説明を施すの煩を省くが爲めに斯る趣向を用ひたるに過ぎず故に蒐集する所の材料は獨り地方監獄に於て現用調査若くは製作したる所のものゝみに止まり參考數種の物品を除くの外他物は則ち一切之を交ふる所なしと夫れ或は然るへしと雖も吾人は之れに據つて計らうも展覽場なるものを發明せり、展覽場の有益なるものなることを實際的に認識し典獄協議會等の催しには最も必要欠くべからざるの附屬物なることを確信せり吾人今此の展覽室に臨んで早く此の事をば參集各地方の典獄に通牒し賣めて汎く各地現用若くは調査に係る帳簿製表の類なりとも蒐集し一堂の内普く其の長短便否を相品評考較するの資に供するを得せらしめられざりしことを惜む之を品評考較して互ひに切磋琢磨する所あるの益は寧ろ協議會其物の益よりも多く且つ切なるものあるを信ず。既往は追ふべからず吾人は獨り東北地方の協議會のみならず何地にせれども典獄協議會等を開設せらるゝ場合に於ては必らず廣く參集各地方より必要の材料を蒐集したる展覽場を附設せしめ且つ委員を撰んで開會までに仔細に其優劣便否のある所を品評せしめんことを切望す書類の整理、由て以て資するを得べく作業の進歩由て以て期すを得べく建築、經濟、檢束其他遇因諸般の上に於て思ひ當らざる邊に言ふべからざるの洪益を受け且つ長短相補ふ所以の旨趣此に由て始めて貫徹するを得べきなり、若し尙ほ吾人をして望蜀の情を展べしめは事宜に依り地方民間の有志者を招請して此の展覽場を參觀せしむるも亦た大に治獄に裨益する所あるべきを信す是れまた民間の有志をして適當に監獄の事況を習得せしむるの一方便たるべきなり冀はくは吾人をして他日大に山崎典獄の賜を感謝する時あるに至らしめよ（記者曰く是れより以下身分帳を始め陳列諸帳簿類の批評あれども姑らく之を省く）

開會當日午前九時を以て典獄及び隨行員諸氏一同會場に參集し先づ抽籤を以て典獄諸氏の席次を定むること左の如し

- (一番)高山埼玉縣典獄 (二番)小泉新潟縣典獄 (三番)甲斐栃木縣典獄 (四番)太樂山形縣典獄 (五番)五十嵐長野縣典獄 (六番)松江岩手縣典獄 (七番)山下警視廳典獄 (八番)大井上北海道集治監典獄 (九番)増村秋田縣典獄 (十番)福原群馬縣典獄 (十一番)石澤東京集治監典獄 (十二番)小河神奈川縣典獄 (十三番)仙石千葉縣典獄 (十四番)長屋宮城集治監典獄 (十五番)山崎宮城縣典獄 (十六番)千頭靜岡縣典獄 (十七番)神代青森縣典獄 (十八番)小野木福島縣典獄 (十九番)古城茨城縣典獄

此他内務出張官として眞木監獄課長臨場あり長屋典獄假りに會頭の席に就き劈頭第一、先づ協議會規則草案の議事に入る、書記は伴集治監書記伊藤宮城縣書記(第一課長)藤吉集治監教誨師の三氏之を勤め尙は速記者二名をして専ら議事筆記に従事せしむ

協議會規則に就き決議する所の大要左の如し

一、本會を東北地方典獄協議會と稱す(第二條)

二、本會は毎年度回之を開く(第三條)

三、會長副會長は開會毎互撰を以て之を定む(第七條)

右終つて會長副會長の撰擧をなし多數を以て長屋典獄、會長に山崎典獄、副會長に各々其の撰に當り長屋典獄此に復た改めて會長の席に就く議員某氏より勝間田宮城縣知事を本會名譽會長に推薦せんことを發言し滿場一致を以て之に賛成を表す。山崎副會長則ち之を知事に報告す午後一時勝間田知事來場して開會の式を擧げらる其の演說の要旨に曰く

兵馬倥傯の時機なるにも拘はらず此に此の會合を開て典獄各位の遠來を煩はしたる所以のもの監獄改良の事實に一日の弛怠を許すべからざるの急あるを認めたればなり 聖旨優渥明らかに臣民各々其の常業を勤むることを怠らざるべきを示諭せらる職に獄務に従事する者殊に厚く此の 聖旨のある所を奉戴鞠躬するの切なるものあるを信す冀はくは各位、各々其懷抱する所の意見を交換し長短相補ふて以て益々斯業改良の實効を奏し列國競争の文明事業の完整を計り軍國多事の際なるにも拘はらず些どの障害なく優に其の大成を告げ得たりとの光榮を列國に顯揚せしむるに至らしめられんことを終りに臨み尙は本會名譽會長に推薦せられたるの名譽を謝し併せて之を謹諾する旨を各位に告ぐ云々

石澤典獄一同に代つて答辭を述べ兩々相對して雙壁の粲然たる光輝を放つが如く吾人をして覺へず拍手喝采せしめんとせしもの幾度なるを知らず式終つて知事は尙ほ暫らく名譽會長の席に就きて議事を傍聽せられぬ

(以下次號)

記者曰く本稿は成るべく其の全編を一度に掲載し了したき筈なれども非常の長文にもあり且つ紙面の都合止み難きの事情あるを以て遺憾ながら次號に之を分載することゝなしぬ但し次號に於ては務めて其の全部を讀者の瀏覽に供せんことを約す

●巡回見聞記

本編は頃日仙臺の典獄協議會に臨み且つ東北二三地方の監獄を巡視せられたる先輩某氏の談話を筆記したるものにして頗る實務の參考に資する所のもの多きを信じ敢て之を貴誌に寄す但し匆卒の際筆記者の誤聞に係るもの亦た多かるべく且つ筆記を以て別に之れが訂正を談話者に請ふの注意をも用ひざりしが故に記事の責任は一に筆者に於て之を負ふべきことを期す

廿七年十月中浣

望 洋 漁 夫

今回は協議會に臨んで先輩諸氏の高説を傾聴したるの外他に見聞せし所、甚だ狭く監獄は栃木、福島、宮城の

三本署及び宮城築治監の四個所をば僅々の時間にて參觀せしまでのことに過ぎざるを以て別に是れぞと云ふべき吾子の参考に資するほどの材料を齎らし歸へること能はざりしは遺憾なり然れども吾子若し強て予が所見を聞かんとならば敢て二三の事項に就て簡単に談話する所あらん

栃木縣を除くの外他の監獄は予の眼には最も親交ある所のものにして此の兩三年の間に於て既に二回若くは三回の訪問を重ねたるものなりとす、栃木縣は明治二十三年の春と覺ゆ即ち今の若山廣島縣典獄在勤の頃、參觀を得たるの儘にして爾來、今日に至るまで殆んど五星霜、空しく模範的改良の報を耳にするのみにして實地親見の機會を得ざることを憾らみしが今回計らず參觀を得て宿望始めて此に達し一層殊に請益する所多かりしことを喜ぶ福島及び宮城縣監獄に就て若し隱慮なく之を言へば二三年前までの事況、餘まり整理の周備したる方にはあらざるやの世評あり實際また幾分か改良に後るゝの觀あるを免かれざりし所のものなりしが昨年に於ける改良の事相は本年に至て一層大に其の歩武を進め細大頗る注意の周到せるものあるを示めし今日の實況獨り他の進歩に後るゝ所あらざるのみならず或る點殊の經理及び遇囚紀律等の點に於ては寧ろ他に一頭地を抽んずる所あるも決して、一步も譲る所あらざるべきを信ず今日に於ける改良の成績より觀察し正しく三年間の事業をば僅々一年に過ぎざる短期間を以て遂行し得られたることを認む當局者慘憺の勞苦實に想像して敬服の至りに堪へざるなり、若し尙は彼れに假すに多數戒護官吏を教養するの餘地と時日を以てせば其の到る所皆だに此に止まらざるべきを信ず又若し尙は彼れに許るすに監獄改良の道を以てせよ改良先登の名譽は終に彼れの專領する所となるべきなり」東北地方當局者各位の改良に

意誠衷なるは彼の、昨年、内務大臣閣下より示達せられたる獄務概規をば殆んど取除けなく、實に實行せられ、つゝあるを見ても之を知るべし彼の獄務概則の實行に對して尙は踟躕するある所の者須らく範を此に鑑みる所ありて可なり、身分帳簿も亦た到る所盡く既に之を實行し其の整理法に就ても種々慎重なる研究を盡しつゝあるものゝ如し然れども實施の日尙は淺きが爲の致す所なるか其の整理上に就ては間々多少の欠點あるを發見せり、即ち例へば身分票は唯だ一通のみを製し之を警察に照會するの間は身分帳簿中身分票の留存なきが如き又身分票中「性質及び行狀」の欄に監獄に於て「奸黠」又は「懶惰」等の記入を爲すものあるが如き又各欄の記入事項に於て前後其大なる矛盾あるを放擲しあるが如き或は四人申立事項と警察訂正事項と差擱くべからざる相異なるもの之れが相當の處分を盡さざるものあるが如き或は毎帳殆んど觀察表の記入を欠くものあるが如き其他また作業表、勘査表等の記載に於て往々正鵠を誤るものあるが如きこれ則ち是れなり、彼の身分票「行狀及び性質」欄の目的は入監前即ち社會に於ける當時の事實を詳悉せんが爲めにして四人の申立に由つて固より其の肯綮を深知し得べきものに非ず故に此の欄はすべて始めより空白に止め（或は特に注意の爲め斜めに朱線を引き置くを可とす）一に警察調査の回報を俟つを要す警察調査の事項中最も慎重の注意を要するものは即ち此の欄の記入にして且つ身分票を以て之を警察に照會する所以の必要は實に斯くの如き事項の調査を要求せんが爲めにありとも云ふべき程のものなり、監獄に於て入監前の性質及び行狀を記入すること既に笑ふべく警察に於て千遍一律、殆んど之れに向つて同意を表するに至つては最も怪訝の至りに堪へざるなり、監獄に於て判定する所の性質及び行狀は須らく身分帳初

業の教誨師回覧の名下に記載したるものに止むべく、若くは更らに視察表の内に之を記入するを適當とす、又身分票なるものは當初先づ二通を作るを正則とし一通は他の一通を警察に照會中、之を身分帳簿中に合綴し置くべきものなりとす蓋し二重の手數及び費用を支消するの煩を省くが爲に故らに一様の用紙に止められたるものにして未來は警察照會中身分帳簿に留存すべき分は「警察訂正」欄の設けなき用紙を用ふべき筈のものなりとす、獨逸身分帳簿の様式の如きは即ち是れなり、宮城縣及び栃木縣に於ては三ヶ月以下の四人に對しても亦た身分帳簿を利用せられ居るを見る。是れ即ち獄務概則「在監人の身上に關する一切の書類は一括に綴り置き搜索に便ならしむべし」とある規定の旨趣に適するものにして他も亦た此に模範を取らざるべからざるなり

(以下次號)

●萬國監獄大會議について

米國「コンコルド」監獄

薇峯 樵夫

抑々萬國大會議の開設あるは何の爲なるや、昔に一國一地方のみならず萬國の監獄をして完美の域に進せしめ、世界に犯罪者の踪跡を絶滅せしむるを以て目的とするにあらざるや、然れば各國の長所を提出して其模範を廣く世界に示すと共に其短所をも議題とし以て大に是非を討論す可きは理の將さに然る可きことならざるや、然るを徒らに自國の長所のみを誇張して之を他に誇り、其短所は隱蔽して知らざるが如くするは抑々又監獄改良の趣旨に適ふたることと言はんや背理も又甚しと謂ふ可し、何を手短所と云ひ、何を手長所と云ふ、吾人の見る所を以てすれば各國各々長短の兩點あり、假令ば英國は四人を處置するに當り嚴格すぎる所あり、素より其嚴格や、英國人の氣質國風上然らしむること云へ、過ぎたるは尙及ばざるが如く、遂に四人處遇上の一瑕瑾となりたり、其故に一度監獄に(感化的監獄を云はす)繋留するに至りては容易に改良變化の効を奏する能はさると云ふ、嚴格の弊や苛酷に陥り、處遇と穩當を失する點少からず、此故に此頃ロンドン救世軍セチナル、ブーズの一派のものにして大に其處遇に不平を唱へ改良に奔走中なりと云さもあるべきことと謂ふ可し、

英國より洋を越へて米國に渡り、監獄處遇上の梗概を見れば一見英國と反對するを知るべし、即ち自由過ぎる點是なり、素より米國人は一個人に於る自由てふことを貴ぶ國なれば、習慣風俗萬般のことに此の自由の分子あるは止むを得ることと雖、過ぎたるは尙及ばざるが如し、四人を處遇するに當り、餘り自由過ぎることは一大瑕瑾と云はざる可らず、其他獨逸の如きも吾人の見る所を以てすれば、規律過ぎる點あり、規律は以て變化を助くる所以の方便なり、既に規律過ぎる以上は、其處遇や器械的に流れ其効驗其薄弱なるの憾みあり、

此外伊太利、佛蘭西、白耳義何れの國にせよ長所と共に短所の存するは數の免かる能はざる所、然れば即ち如斯弊害を矯正せんには如何なる方法に據るべきや、吾人の考察する所によれば萬國監獄大會議こそ實に屈強の討論場なり、世界の討論場にて世界監獄改良上其消長に關することを議する實に適當至極と謂ふ可し、

己の目に梁木のあるは人之を知るもの少し、自國の弊は其國民にては容易に知る能はず、以是改むるの機

に乏し、然れば萬國監獄大會議こゝ實に此種の問題を討議難論する好會場なりと謂はざる可らず、今世界の内最も苛酷にして、非人類的の處遇をする所を擧げば魯西亞政府の管轄内にある、西伯利亞追放の四人處遇より甚しきものはなかるべし、魯國の都セントピートルスボルグに於るチバ新設監獄に住める四人は文明の新空氣にて處遇を受け、同じ管轄内にある西伯利亞の四人は嚴寒毒霧の裡に辛ふじて生命を保ち得る處遇とは其差果して如何んぞや、斯る議題につき世界の慈善家獄事改良家に向つて不適の處遇と訴へ、殘酷なる處遇法を一變ならしむるは萬國監獄大會議の本職ならずや、然るに一千八百九十一年魯國の首府セントピートルスボルグにて開設したる第四回萬國大會議に於る議事録を見るに西伯利亞追放四人の處遇及其適否につきては史に何事をも論せざるものゝ如し、余は訝しきこと限りなかりき、まさか世界監獄改良家が此大事件を忘却せりとは思はれざるなり、以是思ひ茲に至りて疑愈々熾んなり、然るに此頃余の友人片山潜君英國の監獄を巡視し「ハオールド」監獄協會の書記タラック氏に面話し、語尾魯國の監獄問題に及ひたるをき、タラック氏は余が友人に告ぐるに、萬國監獄大會議も、一八九一年セントピートルスボルグの會同の加さは益極めて薄弱なり、蓋は西伯利亞追放四人のことについての議題は魯國之が提出を拒みたりと云ふ、吾人は此一話をきゝて感益深く、曩に解釋し能はざりしことも始めて氷解するを得たり、如斯萬國大會議は百々度繰り返すも其益や僅少なるべし、

然れば即一八九五年七月（即ち來年）佛國巴里に於て開設する萬國監獄大會議には各國とも長所を他に示すと共に其弊害の點をも用捨なく摘發議論して大に世界監獄改良上の防害たるべきものを艾除し、以て一新面目を開きたるものなり、吾國よりも何つれ官民共に委員を該會に向つて派遣さるゝことと思へば、希くは此點に就き大に熟考せられんことを、

嗚呼萬國大會議をして自國の長所のみを誇張する自慢會場たらしめず、萬國監獄大會議たる其名に背かず、大に世界に向て良主義良方法を示されんとを希望す聊感する所ありたれば録し以て、斯道の志君子に質す、

雜錄

囚人及び懲治人の書信檢閲權

夢 幻 生

に就て

囚人及び懲治人の發する書信又は外人より送り來る書信は必らず典獄に於て檢閲を遂ぐべきは勿論、書中若し不正不良に涉り又は改悛を妨ぐべきものと認むるときは是か發送、付與を許さざるものとす（監獄則第三十四條前段）然るに實際上の取扱振を見るに發送又は收受すべき書信にして其一部分に忌避すべき、即ち疑ふべき文字ありと雖も典獄に於て檢閲の際唯其一部を塗抹或は切斷し依然之か授受を許可しつゝあるか如し然れども予輩の見解を以てせば右等の處置は書信檢閲權の行用宜しきを得ざる者と云は

ざるを得ず苟も之れか檢閲權の所在たる典獄に於て書中改悛を妨ぐるの嫌ひありと思料したる書信は斷然之か發送付與を許可せずして可なるべきに左はせずして唯其一部を塗抹削除し授受を許可するか如きは取りも直さず典獄自らか自己の有する許否權の範圍を狹縮するか如き處れなきのみならず典獄は他人（外人又は囚徒）の文書を増減變更するか如き嫌ひなき能はざるなり監獄則第三十四條に於て曲獄に許したる書信檢閲權は許可と不許可の二途あるのみ許にあらざれば不許に止めんのみ何ろ其意思文字を削除變更して迄之を許可するの要あらんや否な増減變更するか如きは予輩其必要なきを信するのみならず却て典獄か此所置は監獄則の規定に背戻したる違法の處分なりと云はざるを得ず何となれば是等書信の達送を受けたる外人に發信者の眞意を通ずる能はざる

と同時に付與を受けたる罪囚に在ても來書の始終を知了する能はされはなり又監獄紀律の上よりするも書体の宜しきを得たるものにあらざるへし若し其忌憚の恐れある文字も只た削除變更するに止め之か發送付與を許すにせんか遂に双方發信人に於ても其注意を怠たるに至り其しきは不良の通信を萬一に僥倖するか如き偏を作るなきを保すへからざるなり故に予輩は其發信と來信とを問はず苟も不良不正に涉り又は改悛を妨くるの恐れある(一部たりとも)ものは斷然之か受授を許さざるを可なりとす而して其囚人より發送する信書にして甚たしき不都合あるを認むるものに在つては充分之を訊問糾明し之を禁遏する上に尙は相當處罰して可なるへしと信す而して其來信書に在つては監署に之を留置し發信人に通知するの注意を以てせば最も可なるへし乍併又必ずしも之を要せざるへし

●獄則違犯懲罰の併科主義に依るへし以重主義たるへからず

藤々生

監獄則施行細則第一百一條に依れば獄則違犯者にして

こと未だ發覺せざる前に自首したるときは懲罰を全免或は輕減することを得と規定したり是れ即ち刑法上の自首減輕の例と同じく専ら獄則違犯者をして強て惡事を遂げしめず轉迷悔悟の餘地を與へたるものにして一朝過つて獄則を蔑如することあるも未だ甚たしく奈落の底に陥らざる以前に於て改悛せしめんとの精神に出てたるものなること予輩其事體の宜しきを得たることを信せり依て此點に就ては非議すへきなしと雖も然れども本條の後段數犯俱發したるときは一の重きに從ひ處罰すへしとの規定は予輩大に疑ひなき能はす最も刑法上の規定既に以重論主義なりと雖も獄則違犯者に對しても吸收主義(以重論)を採りたるは予輩其何の故たるを知る能はざるなり否其理由を發見する能はざるのみならず却て反對に是より種々の弊害を醸生するあらんことを虞るゝものなり最も重き懲罰は是より輕き懲罰を吸收すと云ふの理由なきにあらざると雖も予輩の見解を以てせば獄則違犯に科すへき懲罰なるものは大に普通刑罰の吸收主義とは其主義及び精神を異にするものなることを信す何となれば我監獄則規定の懲罰は其種類三種ありて所爲の輕重を量り之を科罰すと雖も又犯行の如

何に依て果して何れの懲罰を科するを以て恰當とすきへや所謂科罰の採擇は専ら典獄の懲罰權内に屬し又此科罰の種類を撰ふこと必要にして最も適實なる種類の懲罰を科せざるへからざるなり假令は役業に怠慢なる者は減食に由て之を罰し、命令に抗し又は制止を肯んせざる者は先づ屏禁を以て懲らし、頑冥剛愎なる者は暗室處分を以て責罰すへき等各其犯行に適應せる懲罰を要するか如し、現に歐洲諸國の獄制に依れば懲罰の種類夥多にして從て科罰の方法又極めて詳密なり尙撰言せは限りなきの犯行一々適實の懲罰を科して其効果あらしめんには勢ひ其種類の懲罰を要すると固より當然なり依は觀之も我監獄則の懲罰の種類を三種に區別したると少くとも右の主義に出てたるものなるへしと確信せり然るにも拘はらず數多の犯行にして日時(時、所を異にし)に行はれたるとき又は俱發したるときは只一の重き闇室(蓋し三種の内最重のものならんか)所謂を以てせば可なりとの規定の如きは我監獄則か懲罰の種類を設けたる上よりするも寧ろ正當ならざるか如し、況んや三種の懲罰中何れを重とし何れを輕とするやは受囚の感應に存し典獄か最重とし科したる闇室より

も或は屏禁期間の長きを以て甚しく苦痛を感ずるものあるやも未だ知るへからざるに於てをや又以て吸收主義の不當なること知るへきなり又一步を進めて論すれば苟も闇室懲罰最長期(即ち五晝夜)の科罰を覺悟するものに在つては勢ひ自暴自棄に陥り彼所謂五十歩百歩たりとの感想を抱かしむるの懸念なき能はざるを保せず是れ實に吸收主義より生ずる弊害と云ふへし又紀律確信の上よりするも併科主義の効果あるを見るへきなり要之に三種の懲罰は犯行の輕重に依り之を科すると云はんより寧ろ行爲の性質如何に依り典獄か操縦し應當宜しきを期するものなれば三種各異の性質を有す、從て異性質の懲罰は併吞吸收すと云ふ能はされは結果治獄上の必要より懲罰は併科主義に由るの正當なるを信せり識者以て如何と爲す

●德川氏刑制論

(承前)

附鹽詰死骸の磔

存命なれば磔刑又は鋸刑に處せらるへき者、口書完結後若し牢死せる時は其死骸を鹽詰とし保管いたし置き本刑を宣告し磔に處する者にて執行當日まで牢

内は置きしなり其手續に至つては毫も前に異なることなし途中桶の儘首をあらはし非人昇行くなり

磔當日

横多頭彈左衛門

御仕置場所警固 手代 二人

一同斷棒突 矢之者 六人

一同 番人 同 六人

一刑人取扱、并磔突く者共 下働非人 六人

一非人共差配致す 善六代 二人

同夜

一上番人 矢之者 六人

一下番人 非人 六人

二日目

一同上番人 矢之者 六人

一同下番人 非人 六人

同夜

一同上番人 矢之者 六人

一同下番人 非人 六人

三日目

一同上番人 矢之者 六人

一同下番人 非人 六人

編者(原書の)曰く余嘉永の頃檢使出役せし時五人

の磔人あり河内無宿貞藏、無宿酒造藏外三人にて島破りをなし剩へ島名主を殺し、また入牢中破牢せるのみならず相牢四人を殺せる等、極惡無類の兇徒なり此五人永く在牢せし故、牢内にて古顔にて牢役迄勤めたれば衣類も立派に着飾り牢内手製紙拵の數珠を各々頭に纏ひ頭髮黒く長く垂れ久しく日光に照らさざれば面色最と白く如何にも美男子なり年皆三十前後、其美紅粉を粧ふ俳優の如し(蓋永年牢中に生活し身體の發達自然之に適する時は皆然りと云ふ)五人刑場に曳かるゝ途中貞藏の如きは泰然自若たり淺草田町邊にて刑人等の願に依て放尿を免し(牢中大小便をツメといふ)自身番屋にて少時休息す此時刑人請に依て菓子酒などを食するを免す(酒を茶と云ふ)是古來よりの慣例なり其代料は檢使役人自費にて施す余も斯くせしに五人各々好む物を食するに貞藏見て笑ひながら「最期に臨み何を食ひたりとも味あるべきか此世に思ひ殘すことなき身にて無益に御役人を勞し日間取とかは早々御仕置場に行き死を潔くすべし」と四人を促しける流石極惡大罪人覺悟の程今に眼に見る心地すれ頓て刑場に進み見せ給して

從前々之例

但田、畑、家屋敷、家財共欠所

往古は實際鋸にて挽殺せしなり現に三代將軍の時七日にして漸く挽き殺したることあり其後自然挽く者もなく右のとく全く一の儀式とはなりしなり宣告手續前條と全し其日一日引廻しになし夫より日本橋南の廣場に於て左の如き手續にて二日晒すなり引廻しの模様は前諸罪と變ることなし

晒場は日本橋南詰廣場(今の電信局前の所)に設く法の如く小屋掛を爲し周圍に繩張り刑人を馬より下し穴晒箱に入れ首枷を掛け釘になし了て檢使町奉行組與力の差圖を受け町奉行組同心、刀を以て刑人兩肩に切疵を加へ其血を竹鋸に塗り置く番人は非人之人をなし町奉行組年寄同心二人若き同心四人は最寄自身番屋に詰め時々見廻り警備し朝より夕に至るなり

鋸挽は望人あれば勝手に挽かせたる定なれども終に望みて之を挽きしものなし

夕七ツ時に至れば穴より出し首枷を外づし同心付添ひ牢屋敷に歸り牢舍す非人番にて之を荷ふ牢舍中と雖も手鎖を掛け役四人に注意を申付置く二日目朝五時南北年寄同心二人若同心四人牢屋へ出張刑人引連

もピクともせず笑を含みしツかり頼むと云へり一

鋸つかれ二鋸を突く間に四人の名を呼び一々訣別し「暫時の間の苦みなり心棒せよ」といひ終り兩眼を閉づ神色平生の如し三四鋸にして再び兩眼を開き同類を見廻し檢使へ目禮し而して絶命しぬ如何なる膽力の者にや酒造藏は貞藏よりも年やゝわか

其五 鋸挽

鋸挽は弑逆の大罪にのみ行ふ極刑にして引廻しの上二日晒鋸挽に處し而して後磔にかくるなり

從前々之例

一鋸挽

享保六年極

一日引廻し兩の肩に刀目を入れ竹鋸に血を付側に安置き二日晒、挽可申者有之時は爲し挽候事

前日の如く日本橋晒場に晒し夕七ツ時歸牢前日の如し
三日目朝五時、前檢使牢屋敷へ出張刑人を改番所にて受取り牢屋裏門より乗馬にて刑場に至る刑場の出役も磔と同一

晒場所入用品

一穴晒箱 柳板 釘 鋸 竹鋸 土俵 捨札
道具掛 小舎 太繩 杭 朱鎗 捕物道具
晒中警固人數并番人

一刑人一人に付南町奉行組年寄同心二人若同心二人
牢屋同心二人の割にて出役何れも白衣羽織
一晒場外番人機多頭彈左衛門手代二人野服帶刀
一矢の者十二人内幸領一人白衣帶刀
一非人頭善七手代二人白衣羽織脇差
一非人四十五人白衣横目六人白衣羽織
一刑人始末方非人二人白衣

附鹽詰死骸晒

是亦鋸挽に處せらるべき者牢死せば其死骸を鹽詰となし生者の如く取扱ふなり

鋸挽晒入用品

一竹鋸

●刑法第百五十條の規律に付

刑法第百五十條に由れば看守者及護送者其懈怠に因り囚徒の逃走を覺らざるときは二圓以上貳拾圓以下の罰金に處す云々との規定あり元來看守者及び護送者か過失に由り囚徒を逃走せしめたるか如きは職務の曠廢汚職に歸するは素より論を俟たずと雖も凡る官吏か職務を執行する上に於て過失又は懈怠に出たる失行は所屬長官の懲戒權に屬すべきものにして決して普通刑法上の犯罪として論すべきものにあらざるは勿論なり然るに我刑法は看守者及び護送者の懈怠より生出する囚徒を逃走せしめたる所爲に對し罰例を規定したるは予輩の解せざる所なり去れば今日實際に於ては此種の事實(犯罪とは云はず)に對し刑法第百五十條の支配に歸せざるか如し又素より然かなかるへからざるなり故に第百五十條の法文は徒文たるか如し又以て改正刑法より削除するの必要を認むるに足るべきなり

●古代監獄

京都府伏見監獄は過日京都監獄署に合併となり其檻

右は享保三戌年迄町々より相納め來りし所高直に付同年六月半減の額にて彈左衛門より相納めしなり
但右品牢屋入用となる

一人分入用

一蠟燭 十二挺 代銀 一匁八分
一醬油樽 一ツ 同 一匁

ノ二匁八分

右彈左衛門、自分入用にて差出す
日本橋晒場入用

日本橋晒場入用

一晒番小屋 一ヶ所 代銀 八拾六匁五分
一大鋸 一挺 同 八匁
一完料鋸 同 二拾匁
一樸六尺札 一枚 同 七匁五分貳厘

但打釘杭共

一幟 一本 同 六匁八分
一箭薪 七十把 同 拾九匁六分
但二夜分

一番小屋 一ヶ所 同 四拾三匁貳分五厘

ノ銀百九拾壹匁六分七厘

通計金三兩二朱と銀四匁壹分七厘

(本刑の部完結)

倉は拂下となりしも今回町會決議の上三百圓餘にて伏見の共有物に買受けたりとは是は往昔豐公時代の建築に係り彼巨賊石川五右衛門の入りし獄にて其構造法の堅牢嚴密なる監獄建築の模範ともなるべきものなれば永く保存することとなりたる由古物保存も茲に至りて極度に達せりと云ふへし云々

●監獄利用

今や我征清は破竹の勢を以て北進しつゝあり捷報又捷報戰へは即ち之に勝ち勝ちては必ず之を屠る左れば今日迄の經歷に由れば一戰を経る毎に俘虜生擒する者の多きは將に争ふへからざるの事實に屬す彼の豐島沖の海戰に平壤に於ける陸戰に捕虜生擒したるもの決して少なきにあらざるか如し當局有司是等生擒者に對し相當の成算あるべきこと予輩の容喙するを許さずと雖も新聞等の報する所に由れば或は各地衛戍者に分配拘禁せしむるとか將た相當の拘束屋舎を新營せしめらるゝとか果して屋舎新築等の舉ありとせば予輩は我當局者に希望すべきことこそあり何ろや曰く今日國家有事の日に當て生擒者拘束用の屋舎新營等の議は之を廢し彼の捕虜者を普通監獄に分

配し通常監房に分禁し相當の業を採らしむるの舉に出てられんことを最も國交上に關係を有する四房にあれば之れか所遇方法の如ききは素より普通の遇囚法と差異あるは勿論なりと雖も此際新築或は増設せらるゝより生出する經費と是等に必要欲くへからざる看守者等は多少之を節省することを得るは勿論にして國庫財政の上に寡なからざる便益ありと信ず是等は(軍獄と普通獄)素より法規のあるありて截然混すへからざるものなりと雖も今回の交兵の如きは古往未聞の事に屬す古往未聞の時に際し臨機の處分ある又怪むに足らざるなり聊か感を書す

翻譯

● 犯罪及犯罪起因論

工 藤 襄

本論は千八百九十二年即ち我か明治廿五年の出版にして英國ウオンサウオルスノ司獄官ウイリヤム・ドグラス、モリソン氏か著述したるものたり今予か異友水崎基一君に口譯を求め筆記したるものなり書中記する所予か講學上利益する所偉大なり

に刑罰を以て犯罪を消滅せんとするは決して成効し能はざる處なり刑罰なるものは或る程度にまで犯罪を抑壓するに足る然れども慣習犯罪をして正實なる士民に變する能はざるなり是れ既に決行せし犯罪者を罰するのみにして彼れをして犯罪を行はしむるに至りし原因を調査せされはなり經濟上の好景況は如何に一般に行き渉るども犯罪を消滅せしむるに足らず多數の人の想像には社會を害するの犯罪は貧窮より生ずるなり然れども之れ半面の真理たるに過ぎず犯罪の少數は恐らくは食物の單純なる欠乏に歸すへきあり然りと雖も茲に注意すへきは犯罪なるものは好し貧賤困窮なる如き艱難なしとするも著るしき數の罪人を生ず可きや明なり實に安逸なる境遇の誠實なる行爲と勢力を及ぼす微々たる驚く可きなり却て富裕は犯罪の傾向并に不幸の媒となるものなり而して一般に富人は貧人の如く罪人に赴く可きものなり文明の進歩は犯罪を全減する能はざるなり社會生活の最も幼稚なる制度の下に生活する野蠻種族は歐羅巴亞米利加に於ける如く最も人智開けたる人民よりは身体に對し又財産に對し尊敬の狀を表するや深し已往凡ての文明が犯罪に對し爲せし處のものは犯

し今や我か國獄事を講せんとするの士多々なる今日獨り之を予か机上に留むるに忍びす寫して以て貴紙に投す

緒論

此書籍は其書名の如く罪の著しき原因の或る部分に就き研究せんとするにあり而して一般の犯罪問題講究に對し端緒たらんと欲するに在り幾多の注意に拘はらず斯る問題は既往及び現在社會問題の最も解し能はざる所而して難題の一として存するなり犯罪問題は貧民問題よりも恐る可きものにして殆んど其研究するの價值を等ふす刑事裁判所に於て毎年十萬已上の犯罪人を裁判する社會の制度は甚しく不完全なる状態たり苟くも社會の安寧に關し注意する人々は事物の斯る状態にまで達く原因に對し周到なる考察を要す可きなり

次に予は犯罪なるものは一般に想像するよりは一層複雑なる社會の顯象たることを表はさんと欲す社會か犯罪を消滅せしむるに足るや如何は容易に答ふる能はざる所なり若し消滅し能ふとせん乎之れ一代の事業にあらずして多くの時代を要す而して單一なる治療法の應用に仍て實行し能ふ所にあらざるなり單

罪の外觀を變化せしに過ぎずして其實質に於ては敢て差異を見ざるなり小學校は罪を消滅するに對し多くの成効ありとすること能はざるなり斯る制度に於て受けたる單一なる智識上の習練は行爲に對し健全なる勢力を興へたるや少なし道德上の制裁に關し微細なる點に付て宗派の爭論より何物か英國の少年をして道德の教訓を受くるの妨けと爲りしものあらんや故マシユ、アーノルド氏屢予等に語て曰く行爲は人生の四分の三なり吾人は一般に之を輕蔑する教育制度に關し何の感覺かある吾人は人民の此の凌辱されたる教育制度に満足するに對し改良の方法を望む深きなり

然れども行爲を重する主義に依て組織的教育を施し如何なる教誨を爲しども或る點まで家庭に於て實行せすんは徒勞たるを免かれす而して婦人の勞働的生涯の憐む可き事情に仍て背徳の内に在り且つ家母の職分を實行するに不適當なる間は未だ如何ともする能はざるなり

加ふるに國家に於ける人民か健全なる而して剛健なる市民に仍て組織するにあらずんは犯罪の問題を除く能はざるなり犯罪は國民の不道德及不健全の産む

處たり不道德及不健全の國民は如何に他の關係に於ては好境遇に赴くとも常に犯罪の多數を生ずるものなり生長を妨けられ而して老衰せる能力を有するものは其肉體上及心靈上たるを問はず品格を墮落せしめ而して兩者其結果罪の行爲に導くに至る

罪人を所遇する最上の方法に關して第一着に爲す可きは犯罪人は如何なる種類の人たるを知るに在り而して最も周密に取調べざる可からず現今は犯罪及刑罰の種々なる種類に關し學理上の討究にのみ凡ての注意を奪はるゝの有様なり然るに罪を行ひ且つ刑罰を要する犯罪人に付き左程重きを置かざるなり是れは之れ重要な點たり他は殆んど之れに比較するに足らず若し犯罪を飯納的方法に依て取調べ演繹的方法を避けば吾人は左の如き問題に對し明瞭なる見解を有せざる可からず罪人とは何ぞや彼をして犯罪を爲さしむるに至りし重なる原因は何ぞや如何にして之れ等の原因は除去す可きや或は寛和すべきや刑罰の斯る種類の結果は何ぞ之れ等は重要な問題なり之れ等と比較するに於ては一の罪及他の罪の差異に關する精緻なる定義は權衡上單に一砂粒に過ぎず多くの裁判官が之れ等の問題を忘るゝは犯罪人に

活及事情を熟知せざるの人は不必要たり罪人の來るは社會の生活より來る彼れの歸る可きは又社會の生活なり若し彼れにして社會生活の愼密なる智識を有する教誨の下にあらずんば彼れ再び社會の表面に出づるも不適當なる同一の有様に至るや知る可きなり此の章の準備に於て予は英國及大陸諸國の近世なる思想就中伊太利學者の犯罪を論ずる書籍を取調たり本章に含蓄する説は余の監獄事業に従事せし十四年間の經驗に基けるもの多し予は亦ジモリソン君より價值ある助力を蒙むれり(未完)

特別寄書

博士イー、シー、ワインス傳

在米國 留岡 幸助

今を距る百有餘年の昔英國監獄界に一大偉人生れたり、名けてジョン、ハオルドと云ふ、ハオルド人と成りし頃、即ち一千七百五十五年ホルトガルの都リスボンに大地震あり、人死し家頽るもの數を知らず、僅に死を免かれしものも所を失ひ依餓渴に瀕して悲號の聲途に充てり、斯かる悲惨の報波を隔て、倫敦

對し屢々行はるゝ變り易しき宣告を爲すの根原たり斯る不注意の結果は初犯者にして而して幼年なる者に對し餘りに嚴酷なる裁判を下し而して痼疾且つ習慣的罪人に對し寛和に流るゝ嫌ありグロデアス曰く寛和憫量は深き注意を以て行はざる可からず然らずんば却て道德にあらざるして人間の弱點及傷害たるに過ぎず

罪人を入獄せしむるときは犯罪鎮滅の結果を來たさん爲めに正當なる刑罰を行はざる可からず一朝獄舎をして生活す可き快よき場所たらしめんか罪人の隠所の如く効果を及ぼさざるに到る刑罰は重要な主義たり然れども入獄の重なる本質の部類たるにあらず入獄は又自由の民たるに向ての準備たらざる可からず罪囚の刑期満限の時に當て犯罪當時の如き社會の生活に向て不適當たるや監獄は半面の事業を成就せんのみ社會復讐の感情を満足せんに過ぎず然りと雖ども犯罪人をして社會の良民に歸着せしむるに至ては誤まれりと言ふ可し犯人を自由に向て準備せしむるは最も困難なる事業たり恐らくは或る場合には出來得可からざる事業たらん斯る性質の事業に向て就中要す可きは聰明鋭智なる司獄官たり社會の生

に達するや、義氣に富めるハオルド袖手傍觀する能はず、驟然起ちて一艘の商船に食物衣服を積み、饑渴に迫る遭難者を救はん爲、リスボンに向ふて出發せり、時しも曆史家の七年戦争と名づくる激戰英佛兩國間にありければハオルド中途にして佛兵の爲に捕へられ、佛國の監獄に繋留さるゝに至れり、實に當時の監獄は言語に絶へたる有様に於て四人を遇する犬豕を取扱ふに異ならず、ハオルド獄裡に在りて具さに慘苦を嘗め、後赦されて本國に歸るや、己は倫敦富豪の一商人たるにも係らず、身を挺して監獄改良に一生を投せり、其功績の偉にして且つ大なり今尙人の敬慕して止まざる所なり、爾後ハオルドの靈氣に感化され、幾多の監獄改良家輩出せしと雖、其最なるものを舉れば米國の偉人博士ワインスに優るものなかる可し、凡そ完全なる監獄改良を遂げんと欲せば必ず三大方面よりせざる可らず、第一、政治的方面よりするもの、即ち直接に監獄制度を改良すること、第二、宗教的方面よりするもの、即ち出獄人を保護して正業に就かしむること、

第三、學術的方面よりするもの、即ち刑事人類學及監獄學等より専ら學理を極めて犯罪の原因を討究し、以て適當の療法を施さしむるにあり、

此二大方法は實に犯罪を撲滅し、犯罪人を救治する所以の良法にして互に相待ち相助けざる可らず、監獄改良家として世上三大方法の一にありて銳意盡瘁せし人少からずと雖、一人の身を以て三大方法を兼ね行ひたるもの甚だ稀なり、而故イー、シー、ワインスは實に其人なり、世人氏を稱して近世のハオルドとなすも蓋し理なきにあらざるなり、

抑々博士ワインスは一千八百六十六年二月十七日北米合衆國ニウジョルシー州紐育府に遠らざる一地方に生れ、父は農夫なりしが氏の尙幼少なる時ニウジョルジ州よりホルモント州に移れり、博士ワインスは此地にて成長し後「ミッドルバリー」大學にて教育を受けたり而一千八百七十九年氏は未だ海軍學校の設なく士官は概ね軍艦甲板上に於て實地的に養成せられし頃、北米合衆國海軍の一教官として「コンステレーション」艦に乘込み、二年以上を希臘、以太利、西班牙の沿岸、即ち地中海にて費せり、此航海や博士に南歐諸國の國語を學ぶの良機を與へたり、

ことゝなり、魯西亞の伯爵ソロホフ君は博士ワインスに一書を送り、萬國監獄大會議を組織せんことを勸告せり、此目的を達せん爲め、博士ワインスは第一着手として北米合衆國監獄大會なるものを開設せり、時に一千八百七十年、今を距ること二十四年前なりき、

於是乎ワインスは該大會議の書記に任用されたるが爲め紐育監獄協會書記は辭職するとなりたり、後氏は時の大統領グラントの推舉を受け、各國政府と協議して萬國監獄大會議を倫敦に開設せん爲め歐洲巡遊を命ぜられたり、氏が盡力の結果として、一千八百七十二年第一回萬國監獄大會議を倫敦に於て開設することゝなりたり、而一千八百七十二年より一千八百七十八年に至るまで博士ワインスは第二回萬國監獄大會議を開設せん爲に同大會名譽議長に推薦されたり、於是乎一千八百七十八年八月第二回萬國監獄大會議をストツクホルムに開設することとなり、

ストツクホルムの大會議閉會を告ぐるや、博士ワインス直に歸國し、大著「文明國に於る監獄及救兒事業の大勢」てふ良書を著述せり、惜むへし其著未だ

博士ワインス遠航より歸りたる後、間もなく一書を著せり、題して「米國海軍に於る二年半」と云ふ該書は英米兩國にて出版されたり、以て其眞價の如何を知るに足る可し、其他氏の一世中數多の著述あり、其梗概を舉れば、教育に關する書數部、古昔希百來の法律に關する書一部、監獄に關する書は夫の有名な大著「文明國に於る監獄及救兒事業の大勢」の外に數冊の著述と講義録と其他新聞雜誌等に登錄されたる論説も少からざりき、

博士ワインス生涯の下半期に入りてより福音の宣傳者となり、ホルモント、ニウヨークの兩州にて説教せり、其後氏はペンシルベニア州「ワシントン」大學にて拉丁及希臘語の教授となりしが、終にシヅリー州セントルイス大學の校長に榮轉す、

一千八百六十六年南北戦争の起りたるとき、ワインスは尙セントルイス大學に在しが、此騒動の爲に大學は閉校せざる可らざる氣運に際會せり、是を實に博士をして監獄界に身を投せしめし天與の良機なりき、而氏は紐育監獄協會の書記に推舉されしより熱心獄事に盡力したる其結果として、價値ある獄事報告の出版あるや、忽ち世界監獄改良家の注意を惹

梓に上らざる内氏は病魔の爲に襲はれ齡七十九にしてマサチューセツ州ケンブリッヂ市に於て溘然永逝せり實に一千八百七十九年十二月十日なりき、

博士が監獄改良上の偉績は既に業に世界の耳目に赫著なる處、而氏は又實に米國中有名の博愛家なりき、氏は明白なる思想と健全なる身体を有し、殊に溫良なる性質は一度博士に接したる人をして盡く敬慕措く能はざらしめしと云ふ、加之氏は斷行の意志に富み、其容貌は自ら其品格を顯はして雍容迫らず、頭髮は茶褐色にして、眼球は青色を帯びたり、大著「監獄事情」の出版に就ては夫人ワインス與りて力ありしと謂ふ、夫人は博士に後る、數年にして死せり、博士八子を擧ぐ、今尙生存する者は二人なり、

余本傳を録するにつき、主として其材料を得たるは博士イー、シーワインス氏の男エフ、エッチワインス氏なり、而旁ら參考に供せしは、一千八百九十年露國セントピートルスホルグに開設せられたる第四回萬國監獄大會議の議事録中にある博士イー、シーワインス傳なり、然れども本傳をなすに與つて力あるものはエフ、エッチワインス氏の自ら筆を採りて書き贈られたる材料にてありき、加

之同氏は余か本傳をなす爲に態々博士の寫眞を新調せられたり、余はエフ、エッチ、ワインス氏に謝する最も多きを知るなり、看官其れ之を諒焉

記者曰クワインス先生の寫眞は不日本會に接すへきの筈なるに由り追て本誌を以て讀者諸君に紹介すへし

模範監獄に就て

浪華生

我國未だ模範監獄の設けなし獨り明治廿三、四年の頃獄務教師フオンセーパッハ氏を獨逸より招聘し各府縣の典獄及書記看守長を東京集治監内に召集し監官練習所を開設し獄務上の事を訓練せしめられ獄たる當時東京集治監を以て全國監獄の模範とすへしとの事は予輩曾て之を聞知せしことあり然るに不幸にも獄務教師セーパッハ氏は二回受業生を薰陶せられたる北海道の獄制巡回中病を経て遂に明治廿五年十月中溘然黃泉の客となられたり予輩苟も獄事に從事するものゝ常に記憶して忘却する能はざる所なりとす此痛惜すへき獄務教師の長逝と共に彼東京集治監内の監獄官練習所は其儘閉所の姿となれり之と

るに於てをや曾て予輩の聞知する所に由れば去る明治廿五年頃の事と覺ゆ内務省中に監獄評議委員會なるものゝ組織ありて（現任警保局長を以て委員長とし委員には内務省高等官（縣治局長參事官貳人技師四人（建築二人衛生二人）及び司法部内の高等官二人法學士二人を以て之に充つ）監獄事務に關し審議を要することあるとき會議を開かるゝとの事なりし由、予輩今日より之を見れば最初此評議委員會の組織あるや將來獄務改良上に就き大に希望を屬したりき之を別言せば其建築法に將た遇囚諸般の事項に付右評議委員會の審査評決を経たる所謂模範とし標準とすへき完全なる模本を公布せらるゝあらんことを望みたり然るに今日に至る迄彼構造法に就ても未だ何等の評定あるを聞かず旁以て平素予輩の遺憾とする所なり最も現時の尺度及び財政の許さざる等の關係ありと雖も是等は素より斯道の改良上に免かるへからざる事にして現に其改築を要する地方の如きは果斷勇決以て之を可とし支出するに吝ならざるか如き事實あるに於てをや故に予輩は切に當局有志に望む所は完全なる模範監獄なるものを設け其構造法の如きは専ら之れに則らしめ現在及び將來に於ける改

時に全集治監の模範監獄たる名稱も今日殆んど消散したるか如し予輩は平素信す東京集治監は新築落成を経獄務教師の設計にあらす（雖も）加ふるに獄務教師の親しく受業生に實務を教授せられつゝありし因縁もあり旁以て完全なる模範監獄と迄云ふ能はざる迄も少くとも其改良進歩の他の監獄に出色たる勿論たるへしと雖も獄舎の構造に將た遇囚諸般の事項に至る迄全國の模範とするに足るへしとの疑ひに至つては予輩未だ遽かに首肯する能はざるなり予輩按するに我監獄改良事業は尙ほ未だ行程中にあり監房の構造を始めとし遇囚諸般の事に至るまで一定したる模範標準とすへきものなきを以て平素憾みとすること久し（最も監獄則及び施行細則規定内のことは姑らく置き）就中監獄建築の事の如きは其關係する所極めて重大にして彼の改良の骨子とも云ふへき分房制の如き最も審議討究を要すへき事に屬す去れば現在及び將來に於ける監獄構造法の如き僅々たる一二當局者の計畫設計に全任するか如きは（内務省警保局は間接に之を監視するありと雖も）國家百年の大計にあらざるは勿論斯道改良前途の支障たるなき能はざるなり況んや改築其ものゝ費額も莫大を要す

築設計の模範たらしめ其他遇囚般の事に至る迄改良施行の標準たらしめんことを、予輩の贅言するを待たす彼の改良事業の如きは費用を要すること多額にして將來施行せらるへき獄則執行上に大に影響を及ぼすのみならず此改築時期こそ實に千歳の一遇にして好機に當す況んや構造其ものは監獄改良の全豹を期する第一着歩たるに於てをや今や國家多事にし外國と交兵するの秋に際すと雖も又府縣監獄改築の舉ある今の時に當て監獄構造法標準の一定せられんこと又緊要なりとす仰き望むらくは前記監獄評議委員會に於て少くとも監獄構造の標準なるものを審議評定あらんことを又進んては此標準に依て改良せられたる監獄を以て全國の模範監獄とせられんことを希望の至りに堪へず聊か模範監獄に就て卑見を陳ふることを爾かり

假出獄に關する所感

熱血生

自由刑を執行し悔悟遷善を促し以て再惡の念を杜絶するに最も効あるや假出獄なりとす此法一度歐洲に試用せらるゝや効果頗爲爾來立法家競ふて其噴聲を

高むるに至れり然れども是は長期刑囚にのみ適用すへきか將た短期囚にも應用するを利ありとするかは一の疑點にして未だ決定せざるものゝ如し故に或は五年間或は三年或は一年又は刑期の長短に拘はらず本件四分の三を經過すれば出獄を許可する等各國其制を異にせり我國刑法は其最後の制を採用し則ち第五十三條に之れを規定せられたり假出獄期に至るまでの年限を定むるに付世間喋々論するものありと雖も予輩は敢て強ち其緊急を認めず現行法の如く單に本刑四分の三を經過したる後出獄の價值あるものに許可を與へて可なり出獄の價值を定むるには豫め年限の制を置き窮屈なる條規の下に於てするより寧ろ行刑官の臆隨を以て評價するの實益あるを信す何んぞされは凡う法律には其適用方法を巨細綿密に箝制して毫も假すところなく即ち器械的明文を以て條定するものあり又理治者をして充分斟酌取捨の範圍に於て適當に應用し得へきを主としたる所謂要領的の法文を要するものあり則ち假出獄の如きは後者に屬するを以てなり然り而して茲に注意を要するは抑も器械的條規に在ては適用簡易にして又過失を生ずること甚だ稀なりと雖も要領的明文に在ては範圍廣闊

きは抑も亦誤解の甚だしきものと謂はざるを得ずと嗚呼全君の假出獄處分に重きを置き法理の深意を解示するの卓見なる實に敬服の外なきなり夫れ均しく罪を犯し同一の法律に據て刑罰を受けたるものに對し一は全刑期嚴禁縛束し一は本刑四分の三を執行したる後出獄を許す行刑上假出獄處分の重大至難なる豈顧慮せずして可ならん乎現今我監獄の實況を観察するに在監人の賞罰及假出獄處分等果て能く公正適切なるや予輩は聞く或る監獄に於ては賞表を有するもの極めて少數而して獄罰處分頗る夥多なりと又或る監獄に於ては全く之れに反し賞表者非常に多く而して受罰者實に稀れなりと又或る監獄より假出者續出するも或る監獄には絶無稀有なりと夫れ囚人は均しく是れ全一の刑法に依て處分せられ同一の治獄法に服従の義務あるものなり然るに拘禁場所に依て寬嚴如此懸隔の顯像を見る其責何れにか歸せん抑も行刑官の意思區々なる結果と言はざるを得へんや畢竟假出獄者の價值を定むるに唯た刑法の明文にのみ之れ拘泥し重罪若くは輕罪囚たること獄則を謹守し修改の狀あること本刑四分の三を經過したることの三條件を具備せは則ち足ると極めて簡單なる

應用上極めて困難誤謬失舛の虞あるを忘るへからず故に之か局に當るもの深思熟慮煩勞心以て公道を守られは常に誤失の非難を免れざるものとす當今斯道に多識なる小河滋次郎君は監獄學なるものに假出獄の事を講して曰く行刑官吏か法律に基き假出獄處分をなすは恰も猶は裁判官か刑法規定の範圍に於て適當と認めたる刑期の宣告をなすか如し彼れ裁判官の罪因個人的關係を省察するか如く行刑官吏も亦能く之れを詳悉に法律を基礎として正理公道の要求を充たすに至つては此れと彼れと毫も異なる所あらず假出獄を以て行刑便宜の一手段となすか如きは抑も亦誤解の甚だしきものと謂はざるを得ずと嗚呼全君の假出獄處分に重きを置き且つ法理に基き親切懇到なる實に盡せり夫れ均しく同一の法律に據て刑を科せられ或者は全刑期間嚴禁執行の下に拘禁せられ或者は本刑四分の三を經たる後社會に於て恩命の下に安息せしめらる行刑上假出獄處分の至大至重彼れ裁判官の罪因個人的關係を省察するか如く行刑官吏も亦能く之を詳悉に法律を基礎として正理公道の要求を充たすに至つては此れと彼れと毫も異なる所あらず假出獄を以て行刑便宜の一手段となすか如

定義を下し之れか爲め平素の視察冷淡にして相當刑期を經過するも未だ充分の狀態を看破し能はざるか故遂に要求の材料を欠き不完全の申請を爲し或は又た其實充分出獄せしむるの價值あるものも全刑期間拘禁せらるゝか如き不幸の結果を見るに至る是等は共に小河君の所謂正理公道に反するものにして適當の要求を充たすこと能はざる所以なり何には兎もあれ監獄の現像如此とせば折角美法と唱ふる假出獄制度も全く半文の價值なく無用の徒法に屬すへければ當局者たるもの宜しく注意を要すべきなり而して予輩の希望は假出獄申請書には細密の材料を添付せしめんとするに在り何となれば申請の簡單疎略なるは舉證の材料に欠乏する所以舉證に乏しきは行狀勘査の行届かざる所以行狀勘査の行届かざるは假出獄法に重きを置かず平素の視察冷淡個人的關係の不調査に基因すればなり依て將來假出獄要求書には入監以來の行狀を證言するのみならず其受刑以前の素行思念感情性質嗜好罪因犯數血族の前科友人の行爲及出監後引受人の保證書活路の方法盜産の分量身體の強弱親屬鄰祐の屬望並に警察官の意見等尙も本因在監中の狀態に參照すべき事項はなるへく深く顧慮せず

して可ならんや熟々現今監獄の實況を観察するに在
監人の賞罰及假出獄に關する事務果て能く整備し居
るや又能く公正適切の準備あるや或監獄に於ては全
四殆んど有賞表者を以て充たし或監獄に於ては監房
の過半受罰者を以て滿たしむ又或監獄より假出獄者
續出するも或監獄は絶無稀有と云ふへきあり是れ等
しく全刑に服し而して理治者の所見に依て寛嚴此の
如き顯像を見る其責め何れにか歸せん想ふに畢竟行
刑官たるもの假出獄の價値を定むるの意見區々にし
て或は唯た刑法の明文にのみ拘泥し即ち假出獄の價
値は第一重罪若くは輕罪四たること第二獄則を謹守
し修改の狀あること第三本刑期四分の三を經過した
ることゝの三條件を具備せは足ると極めて簡單なる
定見を下たし之れか爲め個人的の視察も自然冷淡遂
に相當刑期を經過するに至るも充分の材料を備へさ
るにも拘はらず簡略なる要求即ち出獄を申請するあ
り又は材料に窮して要求を斷念するか如き不体裁な
しとせず是等は共に小河君の所謂正理公道云々に反
するものにして適當の要求を充たすこと能はざる所
以なり何には兎もあれ折角美名を博したる假出獄制
度も茲に至て半文の價値なく全く無用の徒法に屬せ

るものなり」とは是れ豈に北海道同情會の自期する
所ならずや、獨り其自期する所なるのみならず行動
の見めす所、着々すべて此にあらざるはなし、我が
監獄社會が厚く望みを同情會に屬し其の北阪絶海の
位置に僻在しあるにも拘はらず陰然、斯の事業に覇
たるの勢力を信せしむる所以のもの實に偶然にあら
ざるなり、世人若し其の勢力の如何を知らんとなら
ば彼の教誨叢書を見よ又彼の獄事叢書なるものを閱
讀せよ如何に彼の教誨叢書が無限の惠福を饒れむべ
き囚徒に加へ如何に彼の獄事叢書が獄事社會より歡
迎せらるべきかを觀察せよ、熱心、懇切、恒和、精勵、是れ
皆な彼の勢力を造成しまた造成しつゝある所の要
素にして彼の眼中には一片の名利なくまた嫉妬なし
彼れは我れをして成るべく社會に近づかしめんと欲
するに非ずして務めて囚徒に接遇せしめんと欲
る彼れ同情の旨義は斯くの如くにして能く貫徹せら
るるを得べく監獄改良の事業は斯くの如くにして始
めて其の功を全ふするを得べし、高尚浮華は予輩の
同情會に求むる所に非ず同情會また固より最も之
れに遠ざからんことを努むる所なるや論を俟たず、
獄事叢書發行の趣旨に曰く「此に本誌を發行するに

んどす思はざるへけんや然らば則ち之れか實効を舉
げんに如何なる方法を以てせんか予輩は希望す將來
假出獄の申請に細密なる材料を添付せしめんことを
夫れ申請の簡疎は舉證の材料に乏しき所以材料の欠
乏は行狀勘査の不完全なる所以勘査の完たからざる
は賞罰を神精にせざる所以賞罰精しからざるは重き
を假出獄に置かざるに基因す之れに依て前述の如く
假出獄申請は唯た在留中の狀況を見するのみならず
其受刑以前の素行思念感情性質嗜好罪因犯數血族の
關係友人の行爲及出獄後引受人の保證活路の方法資
産の分量身体の強弱親屬隣祐の屬望並に警察官の意
見等苟も本囚在監中の狀態に參照すべき事項は遺憾
なく提出せしめ然る后要求の適否を診決するに於て
は庶幾は矯弊の一策ならんか聊か感述へ諸賢の告
示を仰かんとす

批評

●獄事叢書に就て 望洋漁夫

「監獄改良て人事の爲には粉骨碎身敢て勞を厭はさ
至りしものは嘗てより同情會友の間に智識を交詢し
獄事を討究する爲めの通信法あり中略遂に筆記に代
ゆるに本誌を以てするに至りしもの也故に本紙の編
輯は會友諸君の手足となるものにして世間に有觸れ
たる雜誌編輯の任に當ると大に趣を異にするものな
れば斯道の爲には斃れて止むのみ某敢て犬馬の勞を
辭せず云々」と獄事叢書は則ち實に此の旨趣を以て
本年四月始めて其の第一號を發行せられたり爾來每
月一回の例規にして予輩が最近に援手せし所のもの
を併せて既に其の第八號の發行を見るに至れり其の
價直の如何は實際該叢書を一讀せられたる者の詳悉
せらるゝ所ならん發行以來非常に其の購讀冊數の増
加しつゝありと謂ふの報に由て之を見るも如何に本
書が我が一般獄事社會より歡迎せられあるやを知る
べきなり

同情會の會員は重もに典獄、分監長、書記、看守長、教
誨師、醫師、看守等即ち北海道集治監に奉職せらるゝ
所の諸氏を以て成る、故に獄事叢書に筆を執る所の
者亦た縱令ひ表面は一二主筆の任に當るものありと
雖も實際に於てはすべて多年實務に經驗ある當局諸
氏皆な自ら奮つて之れに任ず是を以て叢書を編く者

一見して、先づ彼の同僚諸氏が如何に斯道の爲めに熱心奮力して事に執掌しつゝあるかの事相を認め、反復熟讀して、以て如何に其の興味多く實務に直接裨益を與ふるの大なるかを領得す、謂ふ勿れ雄辯四起を驚すの文字なきを憾むと流麗の文麗聲の辭論説に難録に將た獄務評論に特別寄書に能く愛と紀律の眞趣を寫し得て復た餘蘊なし殊に每號紙尾に連掲する所のタラツク氏所著の行刑新論の譯文の如き號を重ねるに従て益々佳興に入り所謂事理を説盡し人情を曲盡するもの則ち是れ讀者をして殆んど巻を掩ふと能はざるの想ひあらしむ前途遼遠、俗論或は時に跳梁を逞ふする所あらんとす、同情會夫れ健在なれ獄事叢書、夫れ益々斯道の爲めに奮勵せよ

●北海道集治監第三回統計書に就て

此頃北海道集治監に於て題號の如き印刷物を發表せられ予も亦其一本を通讀するを得たり本書は明治二十六年中に係る全廳集治本監及び三分監に於ける荷も獄治に關係を有する事項は細大漏さず網羅蒐集せられたる一大統計書たり、夫れ監獄統計の必要なる

と今更に事新しく陳述するの要を見ずと雖も要するに統計なるものは既往及び現在の事實を簡單なる數字に之を表明し既往の事蹟に徴し現在及將來の操縱宜しきを期するを以て必要なりとす、予輩僭越敢て本書に就て全廳に於ける獄事の成績二三を讀者に紹介せんとす幸に之を諒せよ

本書に於て劈頭第一予輩の讀者と共に賛頌すべきことは各監に於ける逃走囚の前年及び前々年に比し著しく減盡したること、是なり試みに見られよ明治二十四年中に於ける逃走囚の總計（本監及三分監を併合す）は實に百三十六名の多きに上りしも同二十五年は半減して僅々六十一名となり進んで同二十六年は殆んど減少し盡して僅か二十三名の少なきに過ぎざるが如し予輩は平素監獄檢束上の優劣を判斷するに逃走囚の有無及多寡を以てすべきことを信ず而して今此減少を見る又以て檢束及取締の周密遺憾なきを証するに足るべしと信ず其他病死及び變死の如きも其數の四分の一乃至半減以下に遞減したるは監獄衛生の行届きたるものと自殺又は拒捕傷殺等の減少したるに職由したるものなること明かなりとす

次に特書すべき事は樺戸本監に於ける囚人搜檢室の改築と同時、此周密なる搜檢を而かも僅々たる短時間内に百數名乃至千有餘名を搜檢し了せざるへからざるの困難を感ずるものなり當局者又此嘆あるが如く従て各地其構造の一定ならざるが如し然るに今本書の圖面と説明に就て大に其構造の完全を期する者あり幸に就て見られんとを望む又其他各監房の扉を一齊に開くの方案の如き大に其完備なる上に簡單なるものあるが如し全監嚮きに之を試驗し好成績を得られたり又以て摸範とするの價値あらんが尋て我當局者に紹介するものは全集治監に於ける鉄錠及手錠、連鎖錠等の改案は是れなり本書能く圖面を以て説明せり其説明書左の如し（圖面略す）

（鉄錠、手錠）在來の戒具錠は極めて粗造なれば錠を用ゐざるも針金にて容易に開け得るの虞あるを以て樺戸本監に於て先年來種々考案を費やし圖の如き鉄錠手錠を新製せり此錠は針金を以て開かんとするも又は石杯にて敲くも合鍵を用ゆるにあらざれば決して開くこと能はざる堅牢のものなり（以下用法略す）又錠の内部に沙塵降雪の飛入して自然其開閉を妨ぐることをあるを以て之を防ぐ爲め錠を入れる孔口へ蓋を付せり

築構造是れなり予輩曾て斯道の達觀者に之を聞く全監搜檢室の構造は殆ど全備を極め一の批難すべきなく寔に以て全國の摸範とするに足るべしと予輩本書に添付せる搜檢室内部の構造圖面を見るに大に此説の臨美にあらざるを證し得たり同建物は一階建にして階下は食堂とし階上を以て之に充て正面入口に向て左右及中央の三廊下を設け各廊下に各囚の工場より入り來るものゝ就役服を入るゝ無數の棚を左右兩側に設け囚人は皆此廊下に於て其就役服を自己の姓名を記したる棚に入れ裸体のまゝ進んで廊下の中央に至る而して此處に床上二尺五寸の高さに丸木を横たへあり此横木を跨ぎ搜檢者の前に直立して全身の搜檢を受け終て尙進んで又第二の横木を跨ぐ而して此場所も前の廊下と同じく各其左右に棚あり通常服を入る是れ即ち今朝自己の納め置きたる常服にして之を着し後口より出で監房に還るものとす而して其説明中に曰く前略、戒護者の勞少なくして搜檢の實効を達し爾來破監器具等を監房内に携有するの途を絶つに至りたり又此構造に由れば看守十一人にして僅々三十分間に約千名の囚人を搜檢し得ると云ふ予輩曾て囚人身體搜檢の周到緻密を要するは之を

(連鎖錠) 連鎖内部の器械は鉄錠手錠と粗同一なれども砂塵降雪を防ぐ點に於て異なり彼には回はし蓋を付し是には塵除あり(用法畧す)全部鐵材なるを以て或部分を鐵にするは同物錆を生し易く依て其實用の妨害を豫防する爲め特に真鍮を用ひあり

付言本文は精密なる圖面に依り用法を附記しあるも圖面と共に茲に畧す當局者須らく本書を參看あれ

戒具殊に錠前の完全を期するは當局者の責任に屬し彼の或は外役先より破錠逃走するか如き憂を招來するは要するに連鎖錠の不備に原因せざるなし茲に全監改案の連鎖錠に付き其完備を證明すへき事實あり同情會發行の獄事叢書第六號に掲載せり就て參看せられよ是れ又改案第一の出色ならんと思へり當局者等は參考せられて可なり

本書は皆に右の二三有益なる記事に止まらずして全道集治監に於ける年内獄事成績に付批評すへき否頌贊すへき事載せて充實すと雖も予輩只其著しく感を惹きしものに就てのみ臆見を陳述せしに過ぎず讀者幸に細讀せられよ

典獄御自身の御出馬にて代理派出とては一縣も之れなきの一事は不思議にも亦た最も愉快なる義に奉存候内務出張官としては眞木監獄課長之を承はられ申候見渡す所、長屋集治及ひ小河神奈川、此の兩君も亦た曾て監獄課長たりし所の人、三課長のお揃ひとは是れ亦た本會特色の奇偶と噂さし合ひ申候議題の數々、題目だけ通讀致すだになか／＼容易の事に無之候程の次第に候へは議事の進行如何可有之と我れも人も氣遣ひ申候處按外にも敏速に掛取り申候こと偏へに長屋會頭の整理方其の宜しきを得たるも議員諸氏の深く慎重を確守せられたるに由ること勿論と存候へども尙は承はり候處に由れば多數の議員即ち兼ねて定めありし旅館陸奥ホテルに同宿せられし所の典獄諸氏には歸宿後毎夜、深更に至るまで翌日の審議に付すへき議案に就き十分の討究を盡され候由に候間、是等の爲め一層議事の進行を助けられ候事と推察仕候「ナセ君はあの問題に付て裏切をした」とか「裏切の懲罰に委員を仰せ付かつたから許るし給へ」など、控所に於て折々笑語せらるゝことを漏聞仕り諸は某々諸氏の間に於ては兼て去就の打合せを遂げられ居りしことかど後にて氣付き申候傍聴席に

予輩は終に望みて北海道集治監に於ける典獄分監長を始め職員諸君の平素職務に勤勉忠實にして獄事に執掌せらるゝを感謝すると同時に右等の如き從來我國監獄社會に困難とし疑問とせる數事項に付能く精を凝らし意を注ぎ斬新なる方法を發明實行し今日此有益なる報道を世に公けにせらるゝに至りたる功勞は予輩監獄歴史の上に特筆明記して其勞に酬はさるへからざる事なりと信す敢て本書に就き妄評するにと爾かり多罪多謝

通信

●東北地方典獄協議會に就て

此の通信は在仙臺會友三省子より寄送せられたるものに係る

當地典獄協議會の模様は實に豫想外の盛況に有之當宮城集治監聯合諸縣は申すに及ばず静岡、山梨、長野、千葉、茨城、神奈川、警視、埼玉等よりも參會せられ尙は又東京及び北海道南集治監の典獄も臨席に及はれ議席の數は都合十九と注せられ申候三集治監典獄のお顔揃ひとは誠に珍らしく存候上に尙は各縣何れも

ては此の諸氏をば「ホテル」派と唱へ申候「ホテル」派の發言は必らず同派中より之を賛し大概は無事に議場を通過致し申候尤も或る問題に就ては自由討議とも申すへきもの有之候ひし模様にて随分盛んに同士打を始められ候ものも不少候様相見へ申候全体議事の進行を計るが爲めには是非豫め調査委員の如きもの數名を撰立し置き問題の採否及び事項の可否を一應審決せしめ議事の初頭に於て先づ委員の意見を發表せしむること必要に可有之獨逸等に於ける典獄協議會にはすへて此方法を採用候由に聞き及び申候今回の協議會に於て右「ホテル」派なるもの偶然にも調査委員の働らきを爲し候こと意外の好結果を收め申候眞木監獄課長にも「ホテル」に投宿せられ居候由に候間内部の打合せ上「ホテル」派の爲めには諸事好都合を與へ候事と存候「ホテル」に就て思ひ出し申候御承知の通り當市は目下生憎く第二師團の豫備後備の召集且つ軍夫の徵募中にて宮城野の原一面に人山を築くの熱鬧に有之旅店などは到る處軍人軍夫を以て充たさるはなく部屋と云ふ部屋は盡く塞がり婢女は奔走に疲れて腰を抜き飲食せられ辛勞に堪へずして出奔を試みると云ふの始末、典獄諸氏には定めて言

通信

ふへからざる不自由を感ぜられ候こと、餘所ながら心配致し居り候處何れも格別の不自由もなく旅店の待遇なども毫も平日に異なる所なく感ぜられ候由にて是は畢竟集治及び地方兩監獄署員の注意の厚きに由ることなりとて非常に満足せられ候やに承り申候開會中、甲斐及び古城の兩典獄には疾病の爲め兩三日間欠席せられ申候甲斐典獄は推て出席はせられ候者の病衰の模様、甚しく如何にも大儀らしく相見へ申候石澤典獄も亦た北海道長途の旅行の後なるに搗て、加へて脚氣症に罹られ候由にて最初の程は如何にも病苦を忍ばれ候様見受け申候處一日の欠勤もなく精勤せられ候には敬服仕候開會前項には大分快癒せられ候由に候福原群馬は病氣の爲め數日間後れて參着せられ申候是れ亦た病後疲衰の容体、一見して遠路の來會は尙ほ少しく無理にはあらざりしやと懸念仕候諸氏歸任せらるゝの後には厚く十分に加養せられんことを祈り申候仙臺と云へば松島と、聯想必らず此に及ふ義に候へば來仙を幸ひに松島見物と參り度き處に候處開會中は勿論前後とも一向に松島の噂さは承り及び不申候蓋し時節柄大に差控へられ候義に可有之斯くてこそと深く感じ入申候諸氏何れも開

明治廿七年九月九日獄則ヲ謹守シ能ク作業ニ勉勵シ改倣ノ行爲顯著ナルモノ八十名ニ賞表ヲ授與シタリ

●假出獄

愛媛縣東宇和郡横林村大字豫子林平民岡野敏雄ハ官文書偽造行使罪ニヨリ去ル明治廿年十一月七日松山重罪裁判所ニ於テ重懲役九年ノ刑ニ處セラレ當署拘禁中之處能ク獄則ヲ謹守シ改倣之狀相顯レタルニヨリ其筋ノ允許ヲ得本月十五日假出獄差許サル

●監獄署任免

任栃木縣監獄署

栃木縣監獄署

大久保守夫

依願監獄署ヲ免ス

●司獄官任免

青森縣看守長兼書記

青森縣監獄署

看守教習所長兼教官ヲ命ス

青森縣看守長

工藤良吉

看守教習所教官ヲ命ス

●假出獄

岡山縣岡山市大字船頭町八十五番邸
土族當時重禁錮三年監視六月四

銀貨偽造

岡田嘉太郎

四十

會の當日又は翌日を以て直ちに歸途に就れ申候開會中所見の事項に就ては尙ほ追々御報可申上候へども今便は取急き候儘是にて擲筆仕候草々
十月十五日
在仙臺 三省子

●司獄官任免

給七級俸

書記兼看守長

香川縣監獄署

九龜監獄支署長ヲ命ス

井上多一郎

監獄署第一課長心得ヲ命ス

任香川縣看守長

看守 笠原正進

給十級俸

看守長 笠原正進

監獄署第二課分掌ヲ命ス

書記兼看守長(九龜支署長)

非職ヲ命ス

●報告

小崎一義

任北海道集治監看守長七級俸

埼玉縣看守長 草刈次郎

任北海道集治監書記三級俸

陸軍錄事正八位勳八等 千石徹

明治廿四年十一月六日宣告

全縣窪屋郡葦高村大字笹沖八番邸

平民當時重禁錮三年監視六月四

公證偽造行使

神崎貞三郎

明治廿四年十二月十七日宣告

全縣勝北郡豐田村大字廣岡六十一

番邸平民當時重禁錮三年四

故殺未遂

鷺田久平

廿五年二月五日宣告

右三名共入監以來能ク獄則ヲ遵守シ改倣ノ狀著ルシ

キニ依リ假出獄具申ノ上本年十月二日放免セリ

●假出獄其他

千葉縣監獄署

千葉縣長柄郡土睦村岡澤金藏(重懲役十一年)全縣安

房郡豐津村熊澤仁藏(重懲役九年)ノ二人ハ本年九月

二十四日假出獄ヲ免サレタリ

休職ヲ命ス

看守 曾志崎 源太郎

押丁 杉本雄吉

千葉縣看守ヲ命ス月俸八圓給與

●司獄官任免

秋田縣監獄署

任秋田縣監獄書記兼看守長給六給俸第一課長ヲ命ス

四十一

●假出獄

京都府監獄署
京都府上京區元三十三組孫橋町平民

重懲役十年

中野卯八

明治十九年五月十四日京都重罪裁判所宣告

京都府加佐郡萬願寺村平民

重懲役九年

嵯峨根 松太郎

明治十九年十二月十八日京都重罪裁判所宣告

右ハ頭書ノ處斷ヲ受ケ入監候處其以來能ク獄則ヲ謹守シ改悛ノ狀顯著ナルモノニ付假出獄ノ義其筋へ上申シ認可ヲ得本日假出獄ノ言渡執行セリ

●司獄官任命

兵庫縣監獄署

看守長兼書記 井上信之助

任書記兼看守長給八級俸

看守 濱田 幸吉

任兵庫縣看守長給十級俸姫路監獄支署勤務ヲ命ス

姫路監獄支署勤務看守長 田中 參 候

兵庫分監勤務ヲ命ス

●死囚追吊會

兵庫縣教誨師 阿部 大 肇

兵庫縣姫路監獄支署阿部教誨師姫路市南光德寺住職芝順成氏と謀り支署内に於て年來獄中死者追吊法廷

るやふになりたのちや此世は堪忍土と云ふことを悟り獄中では獄則を遵守し出獄の後は萬事に堪忍し法律を守り未來は如來の本願に縋り永く迷を逃れ御淨土へ參らるゝことを余は大に望むとちやて此段教誨に及ぶ

祭文

維時明治廿七年九月二十三日教誨師阿部大肇謹で獄中死者の幽魂に告ぐ夫れ人生不幸一にして足らずと雖ども死て歸る所なき不幸中の最も大なる者なり兵庫縣姫路監獄支署在監中死んで遺骸の歸する親戚なく隨て不祀の鬼となり迷界に呻吟する者年々歳々其數を加ふ亮に哀愍の情思ふて茲に至れば涙衣を沾す余教誨師の務に在るを以て同感芝順成氏と謀り共に愍情を運び與に周旋の勞を執り龜山町本德寺連枝及び地方有志僧侶尙は署員諸氏の贊助を得又支署長之を嘉納せられ遂に此祭典を舉るに至る本日連枝大谷照然氏其他同感僧侶數名佛前に於て讀誦禮拜佛事を修せらる魂也今彌陀佛日の慈照を蒙り彼之智恵の眼を開て此昏盲の闇を滅し又衆の爲めに法藏を開て廣く功德の寶を施し玉ふ不可思議の德益を受く嗚呼無縁幾多の幽魂瞑目安心速に來り享よ

を修す此舉眞や宗本派門跡の連枝龜山町本德寺住職大谷照然師其他有志僧侶殊に署員一同贊助し本年九月廿三日支署長を初め書記看守長監獄醫看守押丁女監取締等九十餘名相會し午後二時先づ囚徒五名の賞發授與式を行ひ長谷川支署長の教諭あり終りて阿部教誨師祭文朗讀大谷連枝外僧侶七名懇懇に佛事を修し續て大谷連枝の教誨あり尋て教誨師及有志總代芝順成氏の教誨あり全く終りしは午後五時なり出席囚徒六百餘名佛像莊嚴奏樂讀經教誨を見聞し大に感銘の狀を表せり

大谷照然師の教誨

偕今日は教誨師其他有志の心配にて此で此監獄で死した者の爲めに法事をせられ余も臨席したとちやが古語に其罪を惡で却て其人を愍むと云ふ言ばの如く此世も未來も難義する者を愍んでのとちや今此處に居る數百名之人達王法の禁令を犯し此獄中に繋れて居る哀なるのちやが何卒此法事に逢たを幸に心を改め現當二世の仕合を得られたきとちや如來様は此人間のことを娑婆との玉ふ娑婆とは天竺の詞で此を漢字に譯せば堪忍土と云ふことになる堪忍するの所と云ふ事ちや各は皆難義に立逢堪忍せぬから此處に來

●看守教習卒業

高知縣監獄署

本縣第五回看守教習左記三名の者へ卒業證書を授與せり

看守 山崎 祥次郎

看守 野村 升次

看守 宮田 貞之

●全上

看守 宮城縣監獄署

看守 中 館 丹藏

右は本月廿二日看守教習課程卒業に付其證を授與せらる

海外通信

●留岡氏ノ手簡

神奈川縣監獄署 三 井 久 陽

同氏が渡米以來の消息は屢々本誌及び獄事叢書に掲ぐる所なるが今又た神奈川縣監獄諸氏に宛てたる同氏の書簡を得たり茲に其要を録し讀者に報道す(前署)却說着米後一書を以て獄事の狀況を報道致さんとはい毎々考へ居り候得共非常の多忙にて御無音致候小生着米後は友人の勧めにより當マサチユセツ

感化的監獄(Massachusetts-Reformatory)に來り申候監長(典獄)スコット君は當州にては非常の勢力家人物なりとの世評に候年の比は三十四才と承り候身の丈高く肉太く何所にくだしても米國典獄として耻しからぬ人物と存候此人小生を切に優待致し吳れ監内即ちスコット君の下の室を一間小生に貸し吳れ候日夜起居食事は病監に於て致候着監後二週間は來賓の資格にて一先づ監内の様子を巡視致し其後は囚人と共に毎日椅子工場にて椅子を造り居り候諸君は訝まるゝならん乎洋行して椅子を造るとは併し之れには小生に於て二つの考へありて然るものに候即ち(一)は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(二)は吏四の間柄却ち處遇法を察知せんが爲めに候

扱渡米して見ればナカ／＼當國監獄を視察することゝは容易の業にあらず他の洋行者の如く一巡して一寸と其掛の者と瞬間の談話をなし又たは一片の報告書を讀みて以て歸朝後歐米の事情を知悉したる如くすれば何の異りもなきことに候得共其長所を知ど全時に又た其短所をも知らんと欲するには正面よりも亦た裏面よりもせざるべからず候朝は七時三十分に出て午後は五時まで椅子工場にて相働し居り候今日に

至りては囚人の模様官吏の處遇法大分相分り申候當監獄は「リホーム・メトリ」リホーム・メトリと申して御承知の改良監にして一方には刑罰の嚴威を示し一方には教育的の方針を取り徹頭徹尾入監者をして社會に復歸し良民たらしむる主旨に有之候故に其處遇終始在監者をして人たるの觀念を失はせざるに力むる様存候在監者の年齢は十才より四十才までとし多くは輕罪の者にして其大半は暴飲家に候當マサチュセツ州にては暴飲は吾國の賭博の如く刑に觸るゝことに候中には重罪の者も有之候而して此等宣告の旨義は小生の嘗て最も主張する所の不定刑期に有之候拘禁制は分房制と階級法と「マーク」法にして不定刑期宣告の旨義を貫徹せしむるものに候教育は夜學ありて普通教育を授け候目下此恩澤を蒙るもの總員千二百七十五名(日々多少の差あり)の内七百名有之候日曜日には教誨師か又は遠來の有識有徳の牧師説教致候月曜日の夜は第一級囚の爲めにケンブリッヅ市の學者イリ・氏來りて實踐道德學の講義有之申候中々有益の講義に候又た廣き運動場ありて土曜日(土曜日は午後三時半ニ開役シ四人ヲシテ運動セ)は此運動場にて第一第二階級囚出でゝ運動することを得る特權あり第三階級囚は赤衣をつ

けて此特權其他の特權を受くることを得ず候之れは自ら勵精する様仕掛けあるものと存候

水火の便利電氣燈の便利は實に羨しく候九時になれば毎夜各分房の燈火を消し候「ジャン」ジャンと云ふ鐘の響を傳ふるや戒護本部に備へある電氣局の捻子を捻ると千二十五房の燈火は消へ申候點燈する時も全様のことに候毎朝房を出でゝ食堂に入り各工場に出役する時間は十五分間に候之れは官吏の長きにはあらずして監獄構造の便宜しきにありと存候此等の見聞に付ても吾國も早く國庫支辨にして充分なる監獄の新築を致たきものと相感候其他當監獄に係る詳細は獄事叢書にて御一覽被下度候左に官吏の俸給生活の度合工場内に於ける吏四の有様を畧報可致候

監獄長(Supintendent)

年級

三千五百弗

(吾國ノ七千
圓ニ當ル)

警守課長

教誨師

各二千弗

會計課長庶務課ヲ兼テ
モモトス

別に看守長の稱號は當監には無之候只看守部長及看守に候其俸給は

看守部長

千二百弗

看守 千弗、八百弗、七百弗、

の如く候授業手は三十名計り有之之れを合せて諸員百名にて一切の事務を處理致候

監獄の兩側に官舎の設け有之候により多くは茲に住ひ居り候其借宅料は一年百二十弗即ち一ヶ月十弗に候看守は大概馬車壹輛位は持ちをり監獄より歸ると其馬車即ち立派なる黒塗の馬車に妻子を載せ意氣揚然土沙を蹴立て、驅馳致候一年中夏休みを除く外は別に休日無之候も十日間位の夏休みには家族を引連れて遠方に暑を避け申候一体米國人は概して旅行好きに候官舎は如何にと云ふに之れも中々立派にて吾國で申さば縣知事の住居の如き屋舎に候之れにても生活の程度概畧は御察知と存候此等の如く司獄官か妻子を纏めて休暇に旅行し又たは退署後馬車々上に意氣揚然たるを見候毎には吾國司獄官の待遇の薄さを歎き申候早く吾國も此位の程度には進歩致させたきものと存候各工場にては官吏は在監者(boys boys)「ボーイスボーイス」と呼ひ師弟の關係(時として嚴父の如きとはあれども)の如く處遇致候之にも得失の結果はあれども凡て囚人の顔色は青ざめずして望みを抱い

てをるか如く相感申候擬又た規律は誠に嚴重ならず候故に吾國の監獄處遇法より云へは犯則たらけにて物を竊に交換し官吏の目を盗みて互に戯れ梨子林檎菓子杯を持ち來りて食し候尤も此食物を喫することの妄なるはアメリカ一般の風習にて監獄にても夫丈けは許しあることに候然れども吾國人の目より之を見れば眞に不規律極まることに候併し此ことはアメリカ其社會の狀態を知らねは眞の裁判は下し難く小生先日モボストン府に出て市中を歩るち居れば婀娜窈窕たる貴女(Young Lady)しかも高等官の令夫人の様な貴女か梨子を嚙り——市中を歩きをるを見候吾人の目より見るときは何たる不規律なことかと思はれ申候今日モ當工場の擔當看守にて小生の知己なる某は其「テール」の抽斗より一個の梨子を出して小生に呉れ申候併し小生は立ち食ひは致さず候御一笑被下度候

司獄官は總て立派な人物のみとは申されす中には平々凡々の者も多く有之候然れども司獄官及び民間有志家の内には監獄熱心家なる人多く有之此等の人は眞に監獄改良の爲めに身を犠牲に供し居り候事は吾國人の遠く及ばざる所と存候されはこる米國は日々

亦た當時に於ては心靈的の一大戰爭にして天下に彌蔓する犯罪(Crime)てう大敵と戰爭しつゝあることに御座候而して此大敵と戦ひ此戰爭に勝つには一生涯獄事改良の爲めに名譽も位置も放擲して戦死する場合なかるへからず之れが將卒となりて内國にも外國にも戦ひて運動をなすへきは實に吾人同志の職任として重大なることに存候近時吾國監獄改良の聲少しく低まり候哉の感有之心私に心配致候何卒諸君國を愛せらるゝと全時に犯罪人を愛し之を立派なものとなして社會に復帰せしめられたく小生は此位ひ貴き高尙なる仕事は餘り世になき事と存候云々

問答

●看守巡查は互に轉任することを得へさず

杞憂生

看守巡查は各採用規則あり故に或る資格を有する者の外は試験の上にあらずれば採用すへきものにあらずと思考す若し互に轉任することを許すとせば憂ふへき弊害を生ずへし然れども看守巡查は互に轉任することを得へしと云ふ

獄事改良せられ犯罪の狂波を防ぐこと出來可申事と考へ候小生は當監長スコット君と共に時々他の監獄を視察に參り候先日モ當地を距る六十哩の南方なる癡狂囚監獄を觀に往き中——面白き見聞も有之候へども今回は餘り長くなり候間次便に可申上候茲に筆を擱むるに當り一寸一言述懐を申上度左に申述候萬里の波濤を踰へて持ち來らし候今回日清間戰爭の通信は日本男子をして時として歸國の念を勃興せしめ假令從軍は出來なくとも迫めては兵糧運てもせんもの乎と思はしめ候吾同胞なる幾數萬の英將勇卒は浴雨梳風の艱苦を事どもせず日夜異郷に名譽の旗を露し中には義屍を彼の土に曝らして國光を萬國に輝し申候實に御同慶に存候此時に際し御互は兵士にあらず敢て國の爲めに死すること能はざるか否々然らす余輩も同じく幾多の艱苦を蹈みて國事に斃れざる可らざるなり吾日本の國をして世界に雄飛せしめざる可らざるなり即ち吾帝國をして眞正の文明君子國となすには戰爭に斃るゝ者も必要なれば政治に奔走する者も教育に一身を委する者も必要と存候即ち種々の方面(Behavior)より吾帝國の爲めに働かざる可らずと存候併し御互が其任に當りたる監獄事業も

者あり敢て識者に問ふ

●個人的の待遇とは如何ある意味なるや

狐疑生

在監人に對し近來頻りに個人的の待遇云々と言囁す者あり世に或は其意味を誤解して不公平の待遇を爲す者なきか兎も角本義を明かにし併せて未已決囚に對する個人的待遇の適用を詳細説明せられたし

●上訴の取下を爲したる者に對する刑期起算

如夢居士

或區裁判所に於て重禁錮一月の言渡を受けたる者其裁判に服せずして控訴を爲したるも後考ふる所あり上訴期間内(未だ區裁判所の手にある内)に其取下を爲したり右刑期は言渡の日より起算すへきや將た控訴の取下を受理したる日より起算すへき乎此問題に就ては甲乙二箇の説あり

甲 其刑期は明治廿五年司法省訓令參刑甲第三五九號に依り控訴の取下を受理したる日より起算すへし但該訓令には上訴の管轄裁判所に於て其取下を受理したる日より刑期を起算すへしとあるも區裁

判所の手にある内取下を爲したる者に適用し聊か差支なし其上訴期間内に取下けたるものと否とは問ふ所にあらす

乙 該訓令の解釋は擴張すべきものにあらす故に其指示せし上訴の管轄裁判所に於て上訴の取下を受理せしむるの外原裁判所に向て而も上訴期間内に其取下を爲したる者に及ぼすを得ず因て此取下を爲したる場合は始より上訴を爲したる者にあらすと看做し裁判言渡の日より刑罰を起算すへし

右兩説は實際甲乙裁判所に於て指揮を異にす知らず何れか其當を得たる我輩は法理上の議論は暫く措き訓令を實行する上に於て寧ろ甲説に賛成を表す

寄書

●浪華生に代り下田直亮君に質す

上田貞次郎稿

下田直亮君(匿名法海漁夫と云ふ由)曩きに本誌第五卷第四號に於て「欠席判決受刑者餘罪の爲め拘留中故障期間を経過確定したる者の刑期の起點」と云ふ問題に就て君か意見を掲載せられたり然るに浪華生

所にあらす雖も本誌の如く學術上の討論場として將た文壇上の美德として右の如き愚弄的文字を排列するか如きは甚しき醜體と云ふべきなり況んや下田君にして身至嚴至正の公職を奉ずるものに在ては尙更其言文をして端嚴ならしめざるへからざるに於てをや下田君幸に心せられんことを望む

却說本題に入るに當て讀者諸君の記憶を喚起せん爲め更に本問の事實を再記せん

茲に重禁錮數月の欠席判決を受たる刑事被告人あり爾後餘罪發覺の爲め逮捕監禁せられ同時に該判決の通告を受たるも其判決を正當なりとし故障期間を経盡し後數日を経て餘罪は免訴の言渡を受く然るに拘留の令狀を發したるは欠席判決のあるか爲にあらすして單に餘罪の存したるか故なり此場合刑期の起算點は欠席の告知を受けたる日に存すへきか將た餘罪免訴の上訴期間經過の日に存すへきかの二點本問の要領なりとす

一、下田君の説は乙説即ち餘罪免訴の上訴期限經過の日を以て起算點とすへいとの主旨にして其所論の概要に曰く刑事被告人に對し拘留狀を發するには禁錮以上の刑に該當する犯罪と史料するものにして且

なる論者あり全卷第八號に於て之か答として下田君の意見に反對を表されたるに下田君又重ねて全卷第九號本誌上に浪華生に答ふと題し物せられたり予輩本問題に就ては局外者にして唯二氏の玉稿を通讀したるに過す雖も下田君か這般の御高論に對し心得難き事の存するあり一言を同君に呈するの止むを得ざるに際會せり讀者幸に前號の誌上を通觀ありて清教を垂れ賜へ

下田直亮君は現職岩手縣監獄書記たることは予輩之を職員録に徴して知る然れども不幸にも未だ君か聲咳に親接するを得ず平素以て遺憾と爲す浪華生又た予輩の舊識あるものにあらす否平素文壇上の良友として予輩之を認むれば逆て又決して恩怨共にあるものにあらす故に予輩か本稿は私情に拘はるものにあらずは勿論専ら學理上公平なる觀察を以て二氏の所論を解析し予輩の卑見を述べんとす

冒頭に於て予輩は下田君に對し一言以て注意を請ふへきことは君か本誌第九號に於ける行文の穩かならざる寧ろ罵詈訛の辨を弄せしことは是れなり下田君にして苟も浪華生の所論に首肯する能はすとせんか正々の旗堂々の陣を張り再三辨駁する敢て其厭ふ

つ少くも三個の條件中一の存在するを必要とす即逃亡の虞あるとき(一)證據湮滅の虞あるとき(二)未遂罪を犯し再び其犯罪行為を遂げんとするの虞あるとき(三)とす而して本問の欠席判決に對しては此條件中一も存するものなきか故に檢事に於て拘留狀を發し身体を拘束するの必要なきものと思料したるに於ては其犯罪に就ては身体の拘束を受けざるものなり云々又君は曰く本問の拘留は餘罪の爲にして欠席判決に對しては放還自由を與へたるど殆んど擇ぶ所なきものと云はざるへからす云々(第四號參看)

二、浪華生は下田君の所説に絶對的反對にして本問に就ては刑期起算點は身現に逮捕監禁せられ同時に欠席判決の通告を受けたるものなきは通告の日より起算すと云ふにあり而して所論の要は重禁錮數月即ち禁錮以上の欠席裁判を受けたる(未決中と雖も)犯罪者にしあれば其當初即ち犯罪捜査の當時拘束必要を認めざるものも刑の言渡(欠席たりとも)あるや同時に檢事は是非該欠席者を逮捕するの手續をなさざる可らず故に下田君か犯罪捜査當時の拘留狀に必要條件を列擧せられたるは本問に關係なし云々又曰く逮捕者(餘罪の爲めなりと云ふと雖も)に對し欠

席判決の通告は前欠席判決に對して刑期の経過を初むるものとす之を換言せば欠席判決の受刑者は通告に依て以て判決ありたることを知ると同時に法律は是に法律上の強力(拘束力)を執行するを得べきこと素より當然なりとす故に餘罪に就き拘留を解かるゝありと雖も放免するを待たずして通告の日に満ちり前の欠席判決に係る刑期に通算し本刑を執行し得べきこと勿論なりとす云々(第八號參看)

三、下田君又華浪生に答ふと題し本誌第九號に云々せられたるも行文禮を失するもの多ければ茲に掲ぐるの要を見ず而して要旨前説を維持するに過ぎず故に之を省く

予輩は左に二氏の説を約言せしに或は語短に失するの恐れなきにあらずと雖も二氏の要旨を誤了せざることを信せり以下予輩の意見を畧言せん

二氏の所説各一理あるか如しと雖も予輩の見解を以てせば結局浪華生の所説こそ本問の斷案とするに足るを信す何となれば下田君は最初拘留狀の性質を論して餘蓋なしと雖も禁錮以上の欠席受刑者(未決中と雖も)を拘留するに前掲三個の條件を要すと解釋せられたるは恐らく誤謬の見解にあらざるか判決

(別あるやに解せらる此點に付君と浪華生と所説を異にせしか如し、予輩の見解は浪華生と同意見にして判決以前は拘束の必要を認めざる者と雖も判決にして既に禁錮以上に恰當せんか即時に收監の必要生じ欠席者に對しては逮捕の手續を爲さざるべからず故に身、現に拘束を受け同時に欠席判決を通告せられたるは取りも直さず該判決に對する收監を開始すべき時なりと云ふべし茲に至つて當初拘留事件の如何は問ふを要せざるべし君は又頻りに本問の拘留は餘罪の爲めなりと云ふと雖も此場合に於て假りに餘罪にして拘束を要せずとせんか欠席受刑者は尙必らず逮捕狀を以て逮捕せられたるに相違あるべからず左れば餘罪の爲め發したる拘留狀は該受刑者を拘束するに關係を有せずと云ふ敢て不可なかるべし然るを只其手續の先後なるより偶と餘罪の爲め拘束するに至りしに過ぎずして若し之に反し欠席判決の爲め逮捕せられたる者に對し餘罪の爲め拘留の必要ある場合ありとせんか別に令狀を待たずして拘留の目的を達し得るにあらずや尙之を換言せば犯罪の場所を異にせる數罪俱發犯者を逮捕(何れも拘留の必要あるものと假定す)するに當て其令狀の甲乙何れの所

以前即ち(未決中)身体拘束の必要を認めざる者と雖も判決言渡にして禁錮以上に間據せられたる者は其上訴期間中と將た其結果の如何に屬するやは之を問ふを要せず檢事は相當の逮捕手續を爲さざるべからず是れ取りも直さず裁判執行の端緒を開くものなればなり故に他の事實の爲め逮捕拘留したりと雖も同一人にして前欠席判決執行開始の爲め逮捕の必要あるものたる以上は是に欠席裁判の通告を爲すは勿論通告は即ち欠席判決に對する裁判宣告なり然り而して通告にして欠席の宣告と全一視すべきものとせんか刑法第五十一條に依り宣告の日即ち通告の日より起算するを以て正當なりとす、又下田君は拘留狀必要條件中一も存するものなきか故に檢事に於て拘留狀を發するの必要な者と意料したるときは其犯罪に就ては拘留を受けざる者なり云々と云ふと雖も成程判決言渡以前にありては君か説最も至極にして批難す可なしと雖も判決言渡にして禁錮以上に該當せんか判決々定と同時に該受刑者に對しては逮捕し收監するの必要生ず、然るに君の所説を敷衍せば禁錮以上に間據せられたりと雖も該判決の確定迄は身体拘束を要せざる場合(更に保釋々放を得るは別格

より發したるは彼は何れの犯罪の爲めたるやは之を問ふを要せず只身体を拘束せば足れり敢て其先後と事件の何れたるやに依て甲乙の間に差異なきが如し尙一步を進めて云はんか善し當初拘留の原因は餘罪の爲めたりと雖も餘罪免訴の爲めのみにては釋放する能はざるにあらずや所謂此釋放する能はざる事由ころ欠席判決の存するもの(既に通告確定せり)あればなり果して然らば最初逮捕監禁の令狀は其餘罪と欠席判決とは最早問ふ所にあらざるなり要之に欠席者に對する判決の通告は對審に於ける裁判宣告と同じ既に通告にして宣告に同じとせんか身現に拘留を受けつゝある者に對する刑期の起算は其宣告(通告)の日よりすべきこと又以て明かなりとす(刑法第五十一條)讀者以て如何と爲す

監獄局及副典獄の制を復活せ

られんとを望む

佐原生

監獄費は性質上國庫支辨に屬す又監獄を改良するに就ても國庫支辨にあらざれば不都合の廉少からず故に學者も實際家も曾て監獄費國庫支辨論を唱へ輿論も亦之を是認するものゝ如し因て本年の帝國議會に

於ては或は國庫費支辨の法案無事に通過するならんと密に待居たる所圖らずも彼の朝鮮事件より日清の紛議相生し既に宣戰を布告せられ目下戰爭中に在り而して我陸海軍は共に大捷利を得たりと雖も終局の期は豫知する能はざるを以て該戰爭に就ての費用は蓋し少からざるべし去れば從前の如く國庫に剩餘金を生ずる譯けには至らざるべし果して然らば監獄費を國庫支辨に復するとは當分行はれ難し

倍當分監獄費國庫支辨行はれざるものとせば今日監獄の改良を計るの途なきか否國庫支辨は監獄を改良する上に於て必要なるを以て大に望を屬し居たりしが縱令豫期せし如く行はれざるも決して改良の事業を中止すべきものにあらず然り國庫支辨行はれずとせば監獄を改良するに方り應に困難あるべし故に一層奮て改良に従事せざれば今日の時勢に後れて遂には歐米各國の侮りを受くるに至るべし況や英國に對しては既に條約を改正し其他の各國に對しても今當に條約改正の談判を爲しつゝ在り來る廿八年を期して悉く改正を爲し遂ぐるものとなるに於てをや然らば此際大改良の方案を立てざるべからず夫れ物事の改良には積極と消極の二つ在りと雖も目下監獄

建築費を支出せられたし長野縣の如きは現行の規則よりも尙一步を進め既に多くの分房を新築し未決囚に對しては全く分房制を施行す故に國庫支辨を要せずと感服の外なし其他新築せし二三の監獄あり亦現に新築中なる監獄も之れありと雖も其外は不十分の建築多きを以て其地方の議員諸君に對しては右に劣らざる大奮發あらんとを望む至囑々々

凡る改良を企つる者は基礎を十分に於て之に従事するも尙は實効の少きが常なり然るに至難なる監獄改良に従事し而も地方税の支辨に係り理事者の意の如くならざる點あるを以て非常の勉勵を爲さざれば改良の効を奏すると難しされば此際監獄局を復活せ全く警保局と分離し獨立して専ら改良の方針を取られんとを希望す尤も今の警保局長小野田氏は老練家に於て欠くる所なしと雖も警察及監獄の劇務に當らるゝは随分困難のとなるべし況や内外多端の折柄警察事務一層煩繁なる今日に於てをや

次に地方監獄の典獄は既に奏任に進められたりと雖も支署に在ては依然として書記其署長たり而して多くは七八級の者を以て之に充つ抑も書記なるものは文書計算に従事する下役人に過ぎず故に其名稱の妥

を改良するに方ては積極に屬するもの多し而して積極の改良を爲すには勢ひ之れが費用を要す故に多少經費を支出せざるべからず尤も一時經費を要するも其改良の効あるに於ては自然在監人を減ずるを以て從て消極の改良を遂ぐるに至るべしされば其改良に要せし費用は在監人と共に減じたる金額を以て償ふに餘りあるべし果して此の如く好結果を奏するに於ては實に國家の爲め賀すべきなり

按ずるに目下改良の必要なる者は第一監獄の改築若くは増築なり現に市街に接近して絃歌の音を聞き又火災に罹るの危険ある如き位置の不適當なる監獄あり或は其位置不適當にあらずるも監房の數少く其が爲め監獄則の通り罪質に依り區分して入監せしめ難き監獄あり勿論地方税の支辨なるを以て十分には行はれ難き事情なきにあらずと雖も地方税の負擔は法律の命ずる所なるを以て即ち地方税に於ては監獄費及建築費を負擔するの義務あり既に義務ありとせば之を盡さざるべからず余は地方税に於て義務を盡さずと云ふにあらず唯不十分なる所ありと云ふに在り其不十分なる地方に在ては議員の面目にも關するを以て經濟の許す限りは規則を實行するに差支なき様

當ならざるのみならず支署長の威嚴を保つ上に於て不可なるものゝ如し夫れ監獄は犯人を懲戒し世人を鑑戒する所なるを以て相當の威嚴なかるべからず果して然らば支署長に普通下役人の名稱を付し薄給の官吏を置くは其當を失したるものと謂はざるを得ず故に副典獄の制を復活し支署長に充てられんとを希望す但其費用は多きを要せずと雖も一時に行はれ難き事情あらば先以て裁判支部ある地の支署に對して之を實行し其他の支署には當分從前の如く書記を置き或は支署を可成廢するの方針を取るべし

終りに臨み一言を要するものあり則ち東京大坂の如き多くの在監人を拘禁する支署に對しては各支署に奏任典獄を置くを要す其理由は今更喋々するに及ばずと雖も東京の如きは逃走其他殺傷等の騒ぎ屢々之れあり畢竟取締の十分ならざるより茲に至るものあらん故に奏任典獄を置き重き責に任じ模範監獄を中央に見るの日あらんとを國家の爲め希望して止まざるなり

余は當局者に向て右諸點の斷行を望む日進月歩の今日踴躍して後日の悔を取るなからんとを

監獄の改良を誤る勿れ

革進生

近來監獄の改良を論ずる者漸く相加はり當局者は實際改良に従事し多少監獄の面目を革めたりと雖も此改良は容易の事業に非ざるを以て今後改良を加ふべきもの少からず去れば此際十分に注意して着々改良を加へ必ず退歩するとなきを要する然るに茲に一の憂ふべきものあり他なし改良を誤るものはなり

聞く所に依れば或る監獄を始め二三の監獄に於ては近頃垂頭と稱へ在監人をして常に頭部を垂れしめ以て苦痛を感せしむるのと今何故斯る處置を爲すかと尋れば同房者相互の私語を豫防するの外懲戒の一端として取締上大に効あるを以てなりと

余は在監人に垂頭せしめたりと雖も同房者相互の私語を豫防し得るゝものにあらす却て隱微の間私語すると多かるゝしと思考す併し此議論は暫く措き假りに懲戒上幾分の効ありとするも至當の處置にあらざれば不可なり而して在監人に常に垂頭せしめ以て苦痛を感せしむるは果して至當の處置なるか否決して然らざるへし何となれば人は敬禮を爲すときの外は常に頭部を上げ居るか當然なればなり常に當

然なるのみならず若し常に垂頭せしむるときは其れが爲め遂に身体を害するに至るへし我帝國大學に於ては近頃首下り病を取調目下研究中の由なるか監人をして常に垂頭せしめたるか爲め萬一首下り病を發し或は脊虫となるとなきか然らざるも健康を害するとは必ず之れあらん良しや健康に害なしとするも酷の取扱たるとは免かる能はざるへし果して然らば在監人に對して常に垂頭を命ずるは不當の處置なりと謂はざるを得ず

若し常に垂頭せしめたるか爲め在監人の健康を害し或は病を發する等のとあらば所謂昔時の体刑に等しかるへし抑も体刑なるものは野蠻の時代に多く行はれたりと雖も文明の今日に於て行ふべきものにあらざ然り体刑を行ふとは我法律の許さざる所なり既に法律の許さざる所なりとせば之に等しき處置即ち垂頭せしむるは不法なりと謂はざるを得ず

以上述ふる如く垂頭は健康に害あり且不法の處置なりとせば一日も之を存すべきものにあらす速に之を廢すへし

其他嚴酷の待遇を以て改良なりと誤信する者なしとせず例へば看守の勤務を定むるに方り晝勤の者は未

肝要なり

勾引狀を以て引致したる被告人は拘置監に入るゝ事能はざる乎

霞堂主人

刑事訴訟法第七十三條第二項に曰く勾引狀を以て引致したる被告人は四十八時間内に之を訊問す可し若し其時間を経過する時は勾留狀を發するに非ざれば當然之を釋放す可し

此規定に依れば勾引狀を以て引致したる被告人は四十八時間内は拘束するを得へし何となれば若し其時間を経過する時は勾留狀を發するに非ざれば當然之を釋放す可しと在るを以てなり其身體を拘束せざる者に對しては釋放す可きの謂れなし

然らば勾引狀を以て引致したる被告人に對し拘束するを必要なりとするときは何處に拘禁すべき乎勿論留置場に留置すべきものなれども或は豫審判事に於て取調難き事故あり(病氣又は臨檢等の爲め)或は共犯其他取調の都合に依り留置場に入れ置き難き場合あり其留置場に入れ難き場合に在ては一時之を拘置監に入るゝとを得べき乎是れ茲に研究せんと欲

明より夜に至り十三四時間の長き勤務に服さしめ又夜勤の者には暫時も就眠せしめす眞の徹夜を爲さしむる所あり而も其日数は繼續して十有餘日に涉ると勿論一週間位には一日の休暇を與ふる由なれども今日人間の労働時間は八時間乃至十時間を以て適度なりと認むるものゝ如し果して然らば右看守の勤務は適度の労働にはあらざるか余は然りと信するものなり實に過度の働さを爲すものは精神勞れ時機に應じて活潑の働さを爲し機敏の効を奏すると難し果して然らば適度の勤務に服する看守は在監人の行狀をも十分に看破し難く甚たしきに至ては戒護を失し囚徒の逃走を覺らざるゝとあるへし故に看守の勤務は概ね十時間と定め夜勤の者には二時位就眠せしめ精神を養ひ十分勤務に勉勵せしむるを以て可りなとす況や監獄改良の急務なる今日に在ては多々研究を要する事在て存すればなり請ふ徒らに過度の勤務に服せしめ紀律嚴格坏と表面上のみ改良を誇る勿れ

終に臨み一言を要するものは書記看守長の監督是れなり或は恐る紀律嚴正の職に在る看守の上に立て辱つる者あらんかと若し怠務濫惰の事あるに於ては改良は思も寄らず退歩するの基たるを以て此監督も亦

する所なり

明治十四年第五十九號布告及監獄則に依れば勾引狀を以て引致したる被告人は留置場に留置すべきものなるに明かなれども其留置場に留置し難き場合に在ては他に留置する所なきを以て一時之を拘留監に入置くも違法の處置にはあらざるべし夫れ拘留監は刑事被告人を拘禁する所なり留置場も亦刑事被告人を一時留置する所なり然らば一時なるを否との別あるも兩つながら刑事被告人を拘束する所なるを以て勾引狀にて引致したる被告人を縱令拘留監に入るも被告人を害するとなかるべしされは勾引狀を以て引致したる被告人は常に留置場に留置すべきものなれども或る場合に於ては一時拘留監に入るも法律に背く所なし

以上述べたる如く或る場合に於ては勾引狀を以て引致したる被告人を一時拘留監に留置くことを得べしと雖も之れ止を得ざるの處置にして所謂例外に屬するものなるを以て容易に例外の法を用ふべからず

附言 本問題を研究するに方り曾て九州地方の獄務會議に於て勾引狀を以て收監するも差支なしと議決せしとあるを發見せしと雖も其理由を示さ

き煩ひもなく誠に至當の解釋なるが如しと雖ども散士は此の解釋は誤謬ならんかと思考せり依て爰に乙説として散士の見解を述べん抑も金刑たる附加罰金の目的は金錢を調達せしめて初めて金刑の目的を達するものなり故に可成金錢を納完せしめんとするは立法者の精神ならん故に立法者は其の罰金調達の爲めに一ヶ月の猶豫を與へたり此の猶豫期間は法律の明定する處なるを以て此の期間罰金を納完するも否とは法律上得たる被告人の權利なり權利なる以上は假令財産無一物たるも執行官に於て認定するも執行官たるものは換刑の命令を爲すことを得ざるは固より論を俟たず假令被告人に於て換刑處分を請願するも被告人の意思を以て法律を左右し得べきものにあらざるを以て一ヶ月の期間内は主刑滿限するも換刑執行を爲す能はざるは無論換刑の命令をも爲す可きものにあらざりと思考す何となれば刑法第四十二條末項には一月内に納完せざるときは二十七條の例に照し輕禁錮に換ゆとあり此の法文を意味するときは換刑處分は止むことを得ざる最後の手段なるを以て假令一月を経過するも可成罰金を徴收するの方針を採らざる可らず況んや一月の期間内は換刑する

るを以て當否を鑑別するに由なく從て異論を唱ふる者あり故に見解を述べん知らず該會の決議と符合するや否や

●換刑執行命令に就て

在大阪 洋々 散士

換刑處分は我刑法第四十二條末段に依り宣告の日より一月内に納完せざるときは全廿七條の例に依り即一圓を一日に折算し之を輕禁錮に換ゆるものとせり法文誠に一目明了なるが如しと雖ども此の解釋に就き甲乙二様の説あり甲説に曰く宣告より一月を経過せざるも被告人に於て到底罰金を納完する能はざるを以て換刑の處分あらんことを書面を以て願出たるときは執行官たる檢事に於て其の財産の有無を取調べ財産之れなきものと認定したるときは檢事は直に換刑命令を爲すことを得併て一月の期間内と雖ども主刑滿限の後換刑の執行を爲すことを得るなりと此の解釋たるや固より甚しき弊害もなく且つ主刑滿限の後引續き直に輕禁錮を執行するを以て被告人は出監の後更に換刑の爲め入監するが如き憂ひもなく且又執行官に於ても再び逮捕して換刑を命するが如

こと能はざるものなり蓋し法文は正面の禁止條文に非すと雖ども一月の後に納完せざるべき云々とある以上は其の裏面は既に禁止の意味を含蓄するものと思考せり之に反し被告人の願出に依り換刑命令を爲し其の執行をも爲すことを得るものとせば彼の主刑宣告に於て上訴を與へられたる期間内に於て被告人服罪して刑の執行を請願したるときは直に入監せしめ其の刑の執行を爲すことを得るか何人と雖ども其の能はざるを知らん此の理より考ふるも散士は宣告より一ヶ月を経過せざれば換刑の命令を爲すことを得ざるものと思考す敢て江湖の諸君に質す

附り此の甲乙二説に就ては各裁判所は大概甲説を採用するものゝ如し故に之が爲めに被告人は假令金錢を有するも初より換刑せられんことを冀望するものゝ如し何となれば我國に於ては下等社會は如何なる勞力を爲すも一日壹圓を得ること困難なり然るに輕禁錮は官の賄にて且役業もなく靜坐沈黙にて壹圓を一日に換刑せらるゝは誠に安値なりとの思想を懷き近來換刑處分を願出づるもの續々之あり爲めに金刑の目的を達せざるやの杞憂あり敢て爰に此の稿を草す

●監署の器物を破毀したる囚徒か 領置貨物を有するときは之れよ り賠償せしめ得る乎

南 筑 邊 偶 生

監獄署に領置したる囚人の携有貨物は勿論其給與工錢と雖も既に取得したる以上は彼れの所有たるや亦疑なし果して彼れか所有たるに相違なくんは監署の器物を破毀したる等の場合に當て其損害を此の貨物より徴收するを得べきや予輩試に之れか斷案を付して以て有識諸君の教を乞はんと欲す

元來故意を以て人に損害を加へたるものは民事の犯罪たり過て人に損害を加へたるものは準犯罪たり此の犯罪と準犯罪とは責任上輕重の差を見ると雖も苟も人に損害を加ふれば此に即ち義務發生の一原因となり賠償の責任を負担すべきは民法の一大原則とす故に之を換言すれば他人に損害を加ふるものは必然相當の賠償を爲すべき義務者たると同時に一方には被害者即ち權利者を生ずるものなり此の一般の法理は固より囚人なりとして之を理外に措くべきの謂はれあるとなし何となれば囚人は監署の器物を破毀し

たる所爲ありて監獄署は取りも直さず被害者たればなり然らば則ち囚人は自己の領置貨物より自己の義務を辨濟すべきは實に當然のこと云ふへし且つ其財産は債權の擔保に供せらるべきものなるにより賠償せざる囚人に對しては監署は之を強要して徴收するも何の妨げあらん況んや彼を論して義務を履行せしむるに於てをや又行刑上の點より之を觀察するも人に損害を加へて之を賠償するは善化の一と爲すへし見よ贓物を返還し或は損害を賠償せんとを出願するものは善行の一として數へらるゝにあらすやされは監署の器物を破毀したるものを賠償せしむると何ぞ擇ぶ所あらん依て以て之を見れば一般の法理上及び行刑上領置貨物を有する囚人に對しては相當の賠償を徴收するを正當とすへし若し說あらは幸に反駁の勞を吝む勿れ

雜 報

●協議會決議概目

十月五日より宮城縣に於て開設せられたる東北地

評議 可成的速に通知すべきことに協議をなす

一 囚人に書籍購求及見讀を許可するに懲罰を受けたるものに對しては期限を付して允許するの内規を設くること

決 懲罰を受けたるものに對しては免罰後一ヶ月以上三ヶ月以下之を許さざるの内規を設くること
一 處罰執行中のものに接見を出願するものあるも許可せざる見込如何

決 監室處罰中のものは接見を許さず其他の處罰者は典獄の必要と認むるものは此限りに非らず
一 定役囚人にして父母の喪に遭遇せし旨親戚故舊より報告するものあるときは特に原籍役場へ事實を曉むる爲め照會を遂ぐるや將又特に疑はしきときに限り照會を遂ぐるや

評議 疑はしきものに限り照會すと云ふにあり
一 女監取締に捕縄手帖呼子笛を貸與しあるや否決 貸與すること

一 領置の書籍と雖も看讀を許可するときは二枚以上合貼したる表紙は除却するや否

決 其疑はしきものに限り之を除却すること
一 十六歳未滿の囚人懲治人に教授すべき學科の程度

方典獄協議會の模様に付ては本誌別項快哉生の協議會紀要に於て其詳況を知るを得べしと雖も該會決議事項の主なるものを傳聞の儘左に掲載して讀者に報す但其正確詳細なるものに至つては追て當局者より報道を得べき苦なるを以て次號に於て重ねて登載し愛讀諸君に紹介せんとす 記者記す

一 監房着席一定の番號付着の方法及着席順序の標準並二人以上拘禁の監房に在ては其坐法を一定しては如何

決 着席一定の番號を付着せず掛札を利用し掛札の順序に依り坐せしむるも妨げなし而て其坐法は姑らく對坐法背坐法等各地の適宜に任す
一 在監人の敬禮に對し司獄官答禮の可否

決 答禮するを可とす其方法は制服着用者は注目
の禮を行ひ書記、傭は舉手し典獄は時及場合の如何により便宜舉手の挨拶を爲すことあるへし

一定役囚の食料程度を一定しては如何

決 委員を設け其程度を一定すること

一 控訴人の最終判決裁判所々在の監獄は其罪名刑名刑期或は無罪免訴等を會て在監たりし監獄に通報することにし

を一定するの可否

決 學科の程度を一定し小學尋常科課程に準ずると但地理歴史唱歌の三科を除く

一女監取締及押丁に看守同様の慰勞休暇を與ふるの可否

決 休暇を與ふると

一新入監者にして金銀屬の入齒あるとき之を檢査し若し檢束上妨けありと認むるときは撤去し領置するの可否

決 入齒の如きは檢束上別に妨けなきを以て之を撤去せざると

一看守教習期限を短縮すると

決 短縮するに及ばず

一懲罰を申渡したる在監人に對し相當期間其執行を猶豫し改悛の行爲著しき者は全免又は減免すると

決 原按の通り

一作業日課表の様式を一定ならしむると

決 委員を設け其様式を一定すると

一刑事被告人に對し牛乳其他衛生上必要と認むべき滋養品の差入及其購求願は之を許可し常食外に與ふるを得べきや

決 與ふることを得へし

一監獄公報を發行し互換するの可否

決 發行し得らるゝ箇所のみ互換すると

一囚人敬禮法を一定にするの可否

決 委員を設け一定するに決す

一處罰執行中父母の喪に遭ひ若くは祝祭日に當るときは其執行を停止するや

決 停止せざると

(未完)

●密室監禁日數の起算に就て

密室監禁の日數を算するは刑法總則に依て其監禁の翌日より起算するや又は總則に依るべきものに非ずして其監禁の日を算入するものなるや實際上、往々疑義あるを免かれざる所なりしが右は刑事訴訟法第十五條期間を計算するに日を以てするものは初日を算入せずとある規定に依り監禁の翌日より起算すべき筈なりと云ふ

●刑法處分と獄則懲罰との併行

すへー

囚人にして監在中罪を犯し訴追せられたる者及び刑

法に依て處斷せられたる者は獄則を以て處分するも妨げざるものとせられたりと予輩其理由の何れに存するやは之を知らずと雖も要するに公衆一般の安寧秩序を保持する刑法處分と獄内の規律秩序を確保する獄則懲罰と何れも其目的を達する上に於て差異あるべければ之を併科する敢て差支なしと云ふにあるが如し之れ予輩の想像に過ぎずと雖も此頃其筋に於て爾かく決定せられたりと聞く予輩門外漢に在つては素より其理非を判斷するの明なしと雖も苟も獄則を設け吾人の身体自由を拘束するを要する是れ取りも直さず社會の安寧保持に屬す既に社會の安寧維持上刑法の處分を受たる者且獄則懲罰を併科すへしと云ふか如きは刑法の制裁を以て足れりとせず制裁に制裁を附し、一の行爲に對し二個の苦痛を受けしむるなどの嫌ひなき能はざるが予輩聊か怪訝に堪へざる所なり姑らく記して讀者に報ず(本誌論說の項參觀)

●囚人の鬚髮に就て

定役に服する男囚の頭髮は常に之を短薙し髭鬚は之を剃除せしむへしとは監獄則第二十九條の規定にして本條の精神たるや紀律を厲行し及び衛生上清潔を

確保するの旨趣に出でたると今更に予輩の辯を待たざる所なり然るにも拘はらず實際に於ては其頭髮を短薙するに當り往々囚人をして極めて粗雑にして長短一定せず實に醜体を極むる者あるが如し是等は如何に不体裁にして又彼等囚人に如何に刑罰外の惡感情を抱かしむるや予輩は是等の囚人を目撃する毎に念茲に至らざるとなし況んや本條の精神たるや紀律確保の本旨に出たりと云ふに於てをや故に可成右等の不体裁なき様一定の理髮夫なる者を常置し素習ある者をして彼の器械苟なり又は櫛苟なり餘り醜くからざる様薙せしめられんとを望む而して定役に服せざる囚人は何が故に鬚髮を剃刈するを要せざるや(細則第七十一條)其同じく囚人にも定役あると否とに依り此差異ある予輩其何の故たるを知らざるなり茲に付記して當局者に質す(但刑事被告人及拘留囚は之を強ゆる能はざる理由あらんか故に之を言はず)

●懲罰處分中父母の喪に逢ふ者に就て

父母の喪に逢ふ者は三日間役業を免すとの監獄則の規定は至親の情義上哀悼痛惜の意を表せしむるの精

神に出てたるを論を俟たず然ども懲罰既に獄則規定の科罰に属す故に科罰たる以上は其屏禁と否やは問はず免役日(父母の喪日又包含す)に際會するも懲罰を中止すべき者にあらすとは平素予輩の持論たりは何となれば免役日は其作業を免すべし科罰迄之を猶豫するの必要を認めされはなり果せる哉此頃其筋に於て懲罰中父母の喪日に際會するも懲罰を中止すべき限りにあらす但屏禁中の者は座作の業を免するに止むる旨決定せられたりと聞く然れども其坐作の業を免すべしとは予輩竊かに疑ひなき能はず併前項既に懲罰を免すべき者にあらすといふ其罰期に算入すべきと勿論なりと雖ども苟も懲罰の一要素たる坐作の業を免するといふと罰期に算入すべきや否やの議論生ず然かも同時に罰期に算入すべしと、至茲前項坐作の業を免する所以又以て恩恵に出てたると想像するに餘りありとす既に之を恩恵視せんか予輩以て黙すべきなり

●監獄官吏の監獄巡見に就て

各府縣監獄書記看守長の公務を以て他府縣監獄巡視の爲め出張旅行するあるは近時大に頻々たるか如し

紀律を保持する限に於て苟くも虚飾の風を養生し受刑の身たるを忘却せざらしめんとの精神に外ならざるべし然り而して眉毛は如何と云ふに我國古來の常習として婦人の他家に婚嫁し或は配偶者あるものは總て眉毛を剃除するを以て其常とせるか如し然れば女囚にして眉毛を剃除せんと請ふ者ある時は之を許可すべきや否やと云ふに我監獄則は何等の規定あることなし従て當局者の間に許可一定ならざりしも此頃宮城縣に於て開設せられたる典獄協議會に於て此議ありたるやに聞く而して其要は普通女囚の眉毛なるものは強て之を剃除せしむるの必要を認めずと雖も今日尙は邊陲の地方に在つては其配偶者あるものは齒を染め眉毛を剃除するを以て婦人の風俗とせるものなきにあらざるへければ其自ら剃去を請ふものに在つては個人的之を許可するも敢て支障なかるべし云々と右は如何にも左もありなんことにこそ聊か一言すること爾かり

●監獄公報の發行と交換に就て

近時或る二三の府縣に在つては監獄に公務を奉する典獄以下各吏員に於て應分の金圓を齎出し監獄公報

是れ素より其理由ありと存す何となれば其檢束法にまれ遇囚法にまれ彼我相比較参照の便に資し以て職務改良上に裨益を與ふること決して尠少にあらざるへければなり然れども動もすれば其巡視する人に於て將た巡見せらるゝ地方に於て只其表面の事實に止まり却て其真相を観察するの便を缺くあらんことを恐る是れ其巡見する人に在つては内部に迄立入り巨細に視察尋問すること憚りあるは勿論又其答ふるものに在つても其表面の美ならんことを是れ懋め彼の表裏を存するか如きことなきにあらざるか如し是れ皆相互出張旅行の目的を達する所以にあらざるべし左れば今回東北地方典獄協議會に於て今後は可成右等の弊風なく隔意なく全しく皆同僚に對するの懇切と所遇を以てし彼巡見者をして隔靴搔痒の嘆なからしめんととの協議整ひしやに洩聞けり又以て監獄改良上に取捨摺撫するの便益偉大なるものあらんか各地皆斯くありたきものにこそ

●女囚の眉毛に就て

定役に服する女囚の梳髪は膏を用ひて裝飾することとを許さざるは監獄則の規定にして是れ即ち其清潔となるものを發行し苟も職務上の参考となるべき事項假令は典獄の命令訓授及び吏員の進退等を記載し署員の間に頒布せらるゝありと聞く右は素より美舉にして我監獄改良上に尠なからざる効驗あることを認むると同時に大に之を賛襄するを怠たらず然れども尙一層其主意を擴充して全國を通して此舉あらんことを望む而して甲乙相互換し彼是相参照せば其職務を益すること層一層なるものあらん東北協議會に於て既に此說あり全會一致直ちに實行して彼我相交換することに決定せられたりと聞く

●科程表に就て

各工場役囚には必らず各囚に賦課したる科程表を配付し置くを要す而して此科程表は工場に入り來る者の直ちに一見し得る位置に之を表示せざるべからず是れ取りも直さず該看守者又は他の作業當局者か科程を檢査し及び役囚を督勵するの用に供し一面典獄以下書記看守長等の巡回視察の便に資せんとの主旨に出てたるものとす加之ならず役囚自身に在つても常に之を洞見し反覆自省の間に作業獎勵の手段たらしむるの利便ありて存すればなり然れども該科程

表の記號は只其番號を記するに止まり各囚の姓名を附記する等の如きことなからしめざるへからず然るに各地監獄に於ける科程表は或は之を配付せざるあり又は配付しつつあるも冷冷と姓名を大書せるあり甚しきは從來配付し來りし科程表も典獄の交迭に由て全然之を撤去せし地方もありたるやに聞く果して此の如き區々の扱ひありとせば可成前掲の旨意を以て一定に普ねく配付せらるゝ機望せしけれ、或は之を要せずとの議論もあらんかなれども若し配付せざるときは作業當局者の困難少なからざるのみならず検査上及び督責上偉大なる不便を感じ役囚自身に於ても怠惰に流るゝ等の虞れなき能はざるへし聊か當局者の注意を請ふこと爾かり

●獄則規定外の貸與品に就て

役服短裘は監獄則の規定既に就役囚に貸與するの制なりと雖も然れども又作業の性質種類に依り工業上必要な物品は併せて之を貸與せざるへからず假令ば抄紙工染工に前掛け又ハ竹工靴工に膝當の類を要する等の如きは實際上免かるへからざるの事實に屬す左れば右等は監獄則規定以外の物品なりと雖も

當然貸與せざるへからざるの必要あり此頃當局者に於ても此必要を認められ作業上必要な種類のものは規定外に貸與するも支障なき旨に決定せられたりと聞く

●看守長以下服制改正の議ハ見合 とある

豫て監獄社會に喧傳せらるゝ看守長及び看守の服制改正は當局者既に其必要を認め近日其改正發布を見るならんとは予輩の平素豫期せし所なるにも拘はらず此希望今は昨夢に屬し當分改正發布の議は見合せらるへしと洩聞さぬ

●屏禁坐作の業に就て

予輩兼ねて無定役囚屏禁に課する坐作の業は屏禁處罰に附隨する必要條件にして必行的の者に屬す故に無定役囚と雖も苟も罰、屏禁に處せられたる者は坐作の役を取らしむる何等の支障あるを認めざるなりとの意見を抱きしか當局主務省の意見も亦た此にありと云ふ

●教誨叢書第三十三輯目錄

明治廿七年九月分

毎月一回出版一冊金四錢
郵税二錢二冊以上同一錢

○教誨

心の規則

在米留岡幸助

義勇の氣

訓路大塚素

心を化て新にせよ

樺戸水崎基一

○宗教

眞正の満足

十 樺戸大江汪譯

○傳記

加藤清正

樺戸大塚素

○伊勢平藏家訓

神佛の事

南海逸士

○日新公教訓歌解

神佛の事

南海逸士

○勸話

神佛の事

南海逸士

北海のイソップ

た、は、生

痴漢の耳

蛇と鶴の

話エデ井ンバラ

鎖臺營

長命の基

上帝の宣告書

隨感

書籍案内

○明治近思錄

清潔

浪川生

○半年の勉強

第三回

かなのでかみ

天福堂主人

天福堂主人

●教誨叢書第三十四輯

明治廿七年十月分

○教誨

從順

在米留岡幸助

我れ如何なる人とな

訓路大塚素

るべきや

樺戸原胤昭

己れを知れ

樺戸原胤昭

○宗教

克己

天福堂主人

○傳記

赤垣義士諸傳

天福堂主人

○伊勢平藏家訓

慎獨、省身、儉約

南海逸士

○日新公教訓歌解

慎獨、省身、儉約

南海逸士

○勸話

慎獨、省身、儉約

南海逸士

北海のイソップ

は、た、生

懺悔談 作ン爺

長陽外史

出獄人に與ふる書

長陽外史

酒の害

長陽外史

吸烟の害

長陽外史

○明治近思錄

奇家

浪川生

○半年の勉強

かな通信文

浪川生

天福堂主人

天福堂主人

會 告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌

壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)

上)

●全署內五名以上購讀ノ向ハ

壹部 前金五錢五厘(全)

●一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク

●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、片ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、片ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタル

●通運便ニ付セラル、片ハ其持込價ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、片ハ五厘切手一割増タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

出版主任 磯村 兌 貞

明治廿七年十月三十一日發行

發行人兼編輯人

印刷人

磯村 兌 貞

(明治二十七年二月廿六日選信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶 警察監獄學會

支會 東京四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會支會

印刷所 東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 聞 社